

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

本事業は、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）第2条に定める指定開発行為の第1種行為で、川崎市が実施主体となる事業であることから環境配慮計画書を作成し、平成28年3月10日に川崎市長に提出した。なお、環境配慮計画書の作成は、当該計画の策定過程における、できる限り早期の段階で行うこととなっている。

環境配慮計画書における対象計画案の考え方及び選定した環境要素の項目は、以下に示すとおりである。

＜対象計画案の考え方及び選定した環境要素の項目＞

- ・本事業では「位置・規模」、「配置・構造」^{注)}について、市民代表等で構成される公開の外部委員会での検討や、パブリックコメントによる市民意見の聴取が行われており、複数の案を設定した上で上記の検討や意見聴取が行われた結果、上位計画にあたる「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」及び「川崎市本庁舎等建替基本計画」において1案に絞り込まれた経緯があるため、本事業の対象計画案は単一案とした。
- ・事業特性から抽出した事業実施による供用時の環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境要素の項目の中から電波、ビル風、日照、緑化地、都市景観、利用者に優しい公共施設について調査、予測及び評価を行った。なお、選定した環境要素の項目のうち、ビル風、都市景観は事業特性及び地域特性を踏まえて重要と考える項目（重点項目）とした。

また、環境配慮計画書における環境影響の評価の内容は、表2-1(1)～(3)に示すとおりである。

選定した環境要素の項目は予測結果を踏まえ、環境配慮計画書時点で検討した環境配慮事項を講じることにより、その影響は低減され、保全目標を満足するとしており、本事業は計画地及びその周辺の環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価している。なお、重点項目としたビル風及び都市景観については、今後の計画の詳細検討にあたり、更なる環境配慮事項を検討することとしている。

注) 「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）においては、環境配慮計画書では「位置・規模」、「配置・構造」等について複数の案を明らかにし、複数の案の設定が困難な場合には、その理由等を記載することとされている。

表2-1(1) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目	環境影響の評価の内容	
建造物影響	電 波	<p>地上デジタル放送の遮へい障害は、東京スカイツリーからの到来電波については計画地の南西方向、東京タワーからの到来電波については計画地の南南西方向、横浜局からの到来電波については、計画地の東北東方向に発生する可能性があると予測する。また、反射障害は、東京スカイツリーの到来電波については北北東方向及び南方向、東京タワーからの到来電波については北北東方向及び南南西方向、横浜局からの到来電波については北西方向及び南東方向に発生する可能性があると予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害は、北東～北北東方向に発生する可能性があると予測する。</p> <p>本事業では、工事の進捗により本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施し、影響を解消することから、計画地及びその周辺のテレビ電波は、良好な画像が保たれると評価する。</p>
	ビル風	<p>建設後（防風対策後）の風環境は、計画地西側の砂子4号線、東側の宮本町1号線、南側の川崎府中線（主要地方道9号）において、ランク2の領域が生じると予測するが、計画地及びその周辺の用途として、許容される風環境であると考えられる。</p> <p>今後、計画の詳細検討にあたっては、今回の予測結果を参考にしながら、建物形状、防風植栽の樹種選定等に留意するとともに、植栽について適正な維持管理計画を策定することから、計画建築物によるビル風害が計画地周辺の用途として許容される範囲内に抑制されると評価する。</p>
	日 照	<p>冬至日の平均地盤面±0mにおける計画建築物による日影は、計画地敷地境界から北西側約760mより北側約180mを経て北東側約790mに及ぶ範囲に生じると予測する。また、日影が生ずることによる影響に特に配慮すべき施設等における計画建築物による日影の程度は、女神神社幼稚園は0時間以上1時間未満、発達相談支援センターは1時間以上2時間未満、Melk川崎砂子Officeは2時間以上3時間未満、精神保健福祉センターは3時間以上4時間未満であると予測する。</p> <p>関係法令に基づく冬至日の平均地盤面+4mにおいて、計画建築物による3時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約70mまでの範囲、5時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約35mまでの範囲に生じると予測するが、計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。また、3時間以上の日影が規制されている地域においても、日影の時間は1時間未満であるため、計画建築物による日影が周辺地域に与える影響は、日影規制の水準と比較して限定的であり、住環境に対する著しい影響は生じないと評価する。</p>

表2-1(2) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目	環境影響の評価の内容	
緑	緑化地	<p>本事業は、市域緑化の先導的役割を担う公共・公益施設であることを踏まえ「建築敷地面積（本庁舎敷地面積：約 6,131m²）の 20%以上」の緑化面積率かつ「指定開発行為に係る面積（区域面積：約 7,825m²）の 15%以上」の緑被率を目標とする。本事業（新本庁舎の整備事業）に先行し、防災対策の事業として平成 28 年の秋口から着手する現本庁舎の上屋の解体工事に伴い、植栽は伐採（一部は移植）することとなるが、今後の基本設計の中で地盤面における緑化、大景木植栽及び屋上緑化等を積極的に検討し、上記の目標を満足するよう設計するため、新本庁舎及び第 2 庁舎跡地広場においては、目標を満足する緑化面積が確保されると予測する。</p> <p>本事業では、総合設計制度を活用して、本庁舎敷地の外周には緑を配置した歩道状空地を確保するとともに、第 2 庁舎跡地に「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木を配置することにより、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において川崎駅と富士見公園（緑の拠点）とを結ぶ「緑の散策路」に位置付けられている計画地南側の川崎府中線（主要地方道 9 号）との連続性に配慮することから、緑の保全・創出・育成が進められ、緑のネットワークが市域全体に広がり、良好な環境と安らぎが得られると評価する。</p>
都市アメニティ	都市景観	<p>本事業の実施により、計画地内の景観構成要素は中層建築物から超高層建築物に変化する。計画建築物は川崎府中線（主要地方道 9 号）の北側においては周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線（主要地方道 9 号）の南側や川崎駅周辺には規模の大きな超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していること、また、川崎府中線（主要地方道 9 号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区であることから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないと予測する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、遠方の地点においては、計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成すると予測する。計画地近傍の地点からは計画建築物の出現により高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望については、広場や歩道状空地の整備や高木等による緑化を行うことでうるおいが感じられる街並みを形成すると予測し、また、既存庁舎の一部を低層棟として新築復元することで都市の記憶を継承する。</p> <p>計画建築物は既存の本庁舎と比較すると高層部が新たに出現するため、本庁舎敷地の周辺では計画建築物による圧迫感が生じる可能性があるが、本庁舎敷地の外周に歩道状空地を整備し、高木等による緑化を行うことで、圧迫感が軽減すると予測する。一方、第 2 庁舎敷地は広場となることから、第 2 庁舎敷地の周辺では圧迫感が軽減すると予測する。</p> <p>今後、計画の詳細検討にあたっては、人々が集う広場やアトリウム空間は、まちのにぎわいを創出し、それを周辺市街地に波及させていくために、デザインの質について一定の配慮をするとともに、超高層棟のデザインや色彩についても、低層棟のデザインや周辺地域の景観との連続性・整合性を確保し、外観のデザインの質について一定の配慮をすることから、商業・業務機能が集積する都心部にふさわしい優れた景観が形成されると評価する。</p>

表2-1(3) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目	環境影響の評価の内容	
都市 アメニティ	利用者に 優しい 公共施設	<p>新本庁舎は多数の市民が利用する施設になることから、本事業は、既存の本庁舎及び第2庁舎の課題等を解決するために、「川崎市本庁舎等建替基本計画」に示されている新本庁舎整備の基本目標である「防災・危機管理」、「施設機能・経済性」、「環境配慮」、「文化・おもてなし」、「まちづくり」の5つの基本目標に基づき実施する計画であり、市民が利用しやすい施設になると予測する。</p> <p>また、本事業では、「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」における「望ましい水準」を目標に、窓口カウンターの高さ・形状や車いす動線に配慮した通路幅など、利用者の目線によるきめ細かな配慮を行い、バリアフリー化を図るとともに、車いす利用者やオストメイト対応の多機能トイレや授乳室、点字・音声案内、子どもや外国人にも配慮したピクトグラム、市政情報・災害情報・環境情報を表示するモニターなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った設備の充実に努めることから、新本庁舎はこどもや高齢者、障害者等に優しい公共施設になると評価する。</p>

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と 指定開発行為者の見解

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 環境配慮計画書の縦覧等

(1) 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所は表3-1に示すとおり、平成28年3月17日から平成28年4月15日までの30日間、川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所にて縦覧された。

表3-1 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成28年3月17日（木）～平成28年4月15日（金）[30日間]
縦覧場所	川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所

(2) 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）第8条の3第1項の規定に基づき、環境配慮計画書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法は、表3-2に示すとおりである。

表3-2 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	平成28年3月25日（金） 19:00～20:10	平成28年3月27日（日） 10:00～11:35
場 所	川崎市役所第4庁舎 2階大ホール (川崎市川崎区宮本町3番地3)	
参加人数 (来場者数)	27名	26名
説明会開催の 周知方法	・「川崎市新本庁舎整備事業に係る『環境配慮計画書』の説明会のお知らせ」を、平成28年3月17日（木）に関係地域の住戸に個別配布（ポスティング）した。	
環境配慮計画書の 内容の周知方法	・説明会来場者に対し、環境配慮計画書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。 ・説明用スライドを印刷したものを作成して配布した。	

(3) 意見書の提出数

1名、1通

2 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

(1) 事業計画について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>① 土地利用計画について</p> <p>市民意見等の概要</p> <p>第二庁舎跡地の広場に接する建物との境にフェンス等を設置する予定がある場合、相談してほしい。</p> <p>現状はそばにスペースがあり非常に明るいのですが、大きな壁等を設置されると暗くなり困るので。</p>	<p>指定開発行為者の見解</p> <p>第2庁舎跡地の広場については、道路沿いにはフェンス等を設置しない予定ですが、隣地との境界部分についてはフェンス等の構造物を設置する可能性があります。</p> <p>第2庁舎跡地広場の完成は平成35年度を予定しており、フェンス等の外構計画の詳細な設計はその1～2年前から開始することになると考えておりますが、設計を行う際は、事前に相談する機会を設けます。</p>
<p>【土地利用計画図】</p>	

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

川崎市新本庁舎整備事業に係る環境配慮計画審査書は、平成28年7月19日に川崎市より送付を受けた。

環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表4-1(1), (2)に示すとおりである。

表4-1(1) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>【全般的な事項】</p> <p>本対象事業は、市役所本庁舎の建設事業であり、環境配慮計画書では、対象計画案を単一案としているが、学識経験者と市民代表で構成される公開の外部委員会において、立地場所や環境関連事項を含めた複数の配慮計画を比較・検討した上でパブリックコメントによる市民意見の聴取を行って作成された上位計画で絞り込んだとしている。また、対象事業の実施により供用時に環境影響が想定される環境影響要因は、緑の回復育成、高層建築物の存在及び施設の供用で、環境要素の項目は、電波、ビル風、日照、緑化地、都市景観及び利用者に優しい公共施設であり、このうち、ビル風及び都市景観を重点項目として選定し、調査、予測及び評価を行っている。</p> <p>これらの環境配慮計画書における対象計画案の設定、環境要因の抽出及び環境要素の項目の選定並びに選定した項目における調査、予測及び評価はおおむね妥当であると考える。</p> <p>しかしながら、建築計画・緑化計画・施工計画等の対象事業計画の策定に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守する必要がある。</p>	<p>現在、計画の詳細検討を進めているところであります、環境配慮事項についても更なる検討を行っていきます。これらの内容は、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）に記載します。</p> <p>また、環境配慮計画書に対する審査結果については、確実に遵守します。</p>
(1) 対象計画策定に関する事項 ア 植栽樹種の選定に当たっては、都市景観への十分な配慮が必要であることから、第2庁舎跡地広場に植栽を行う高木については、川崎府中線沿いに植栽されているイチョウ並木と調和する樹形を備えた整形的な樹種を選定するなど、更なる配慮に努める必要がある。	<p>植栽樹種の選定にあたっては、計画地及びその周辺で良好に生育している樹種、潜在自然植生や代償植生の構成種を主体とし、生育環境に適合する樹種とするとともに、都市景観に配慮します。また、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において川崎駅と富士見公園（緑の拠点）とを結ぶ「緑の散策路」に位置付けられていることから、その中間点となる第2庁舎跡地には、「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木や大景木を配置し、計画地周辺の連続性や都市景観に配慮します。</p>

表4-1(2) 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
<p>イ　近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられる既存庁舎の一部を、創建当時の姿を復刻した低層棟として新築復元することにより、都市の記憶を継承するとしているが、都市の記憶を継承することは重要であることから、近代化遺産としての歴史的価値等について、条例環境影響評価方法書以降において、より具体的に明らかにするとともに、市民に対して記憶を継承する方策を検討する必要がある。</p>	<p>既存の本庁舎が、近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられている理由は、条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）に記載しました。</p> <p>記憶を継承する方策としては、現本庁舎を一旦解体して正面の外観の一部と時計塔を再現し、その際、建物の階層を1層下げて、創建当時のプロポーションに戻すとともに、アルミサッシをスチールサッシの形状に戻すなどして創建当時の外観を再現し、併せて、時計塔の内部階段や正面玄関の鋼製建具などの創建当時から使われている部材の一部を再利用することなどを検討しています。また、新本庁舎の供用開始後は、本庁舎の歴史的経緯等についての展示等を行うことを検討します。</p>
<p>(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項</p> <p>条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>条例方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の方法等について記載しました。</p> <p>なお、選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果等は、条例準備書で記載します。</p>

第5章　条例方法書に対する市民意見等の概要と 指定開発行為者の見解

第5章 条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例方法書の縦覧等

(1) 条例方法書の縦覧期間及び縦覧場所

条例方法書の縦覧期間及び縦覧場所は表5-1に示すとおり、平成29年4月14日から平成29年5月29日までの45日間、川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所にて縦覧された。

表5-1 条例方法書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成29年4月14日（金）～平成29年5月29日（月）[45日間]
縦覧場所	川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所

(2) 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

条例方法書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法は、表5-2に示すとおりである。

表5-2 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	平成29年4月21日（金） 19:00～20:10	平成29年4月23日（日） 10:00～10:55
場 所	川崎市役所第4庁舎 2階大ホール (川崎市川崎区宮本町3番地3)	
参加人数 (来場者数)	22名	21名
説明会開催の 周知方法	<ul style="list-style-type: none">「川崎市新本庁舎整備事業に係る『条例環境影響評価方法書』の説明会のお知らせ」を、平成29年4月14日（金）に関係地域の住戸に個別配布（ポスティング）した。川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室のホームページにて、「条例環境影響評価方法書」の説明会の開催日時や場所を公表した。	
条例方法書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none">説明会出席者に対し、条例方法書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。	

(3) 意見書の提出数

1名、1通

2 条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

(1) 事業計画について	
① 建築計画等について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
<p>① 建築計画等について</p> <p>新庁舎建設予定地の多くの周辺住民の気持ちを代弁するつもりで述べます。</p> <p>この度の計画には大きな過ちがあります。</p> <p>まずは周辺住民の人として守られるべき最低限の生活環境を奪ってしまうと言うこと。</p> <p>目の前に 120m 近くの建物が建てば、圧迫感で近隣住民は毎日がストレスの極みで、日照は無くなる、長期にわたる建設中の騒音はする、もしも今後予測される大地震でも起きれば、倒壊する可能性もあり得るし、住宅の資産価値も激減する等々一つも有難いことが無い。</p> <p>また、確かに本庁舎以外にいくつかの部署は外部の商業ビルに入っているのは承知していますが、全てを集約してもせめて今回の計画の 3 分の 1 程度の規模、広さ、10 階建て程度の高さで十分業務はまかなえるはずである。万が一足りなければ市役所通り側に広げれば良いだけである。それに建設費用、工事期間も大幅に減少するし、さらに周辺住民のストレスは軽減します。さらに新庁舎での業務開始も早まります。</p> <p>規模縮小することで多大なメリットが生じるだけです。</p> <p>これから起こるであろう不快な出来事を、何も出来ずに待つだけの周辺住民の気持ちを考えるべきであります。</p> <p>都庁舎は相當に大きなものですし、横浜市も大規模な新庁舎建設を計画しているようですが、これらと新庁舎計画と大きく異なることは、ほかは周辺に住居が無い、と言うことです。</p> <p>新庁舎計画を縮小することで、川崎市は市民ファーストであるところを見せて頂きたいと思います。</p>	<p>新本庁舎の建物の規模につきましては、これまでにも学識経験者と市民代表から構成される公開の外部委員会での検討や、パブリックコメントによる市民意見の聴取が行われており、複数の案を設定した上で「位置・規模」、「配置・構造」の検討や意見聴取が行われた結果、平成 26 年 3 月に基本構想を、平成 28 年 1 月には基本計画を策定し、公表してまいりました。この基本計画の中で、新本庁舎に収容する職員の人数を約 2,270 人とし、目標事務室面積を約 18,900m² と想定し、その他議会機能、災害対策機能、共用会議室、倉庫及び駐車場等を勘案した中で、延べ面積約 63,900m² の規模が必要になるものと想定しております。</p> <p>今回の条例方法書でお示ししました建築計画につきましては、現在進めている基本設計において計画の効率化を図り、やや縮小した計画となっておりますが、今後も現在の行政サービスの水準を維持していくためには、同程度の規模が必要であると考えております。</p> <p>また、計画地及びその周辺の用途地域は商業地域に指定されており、日影規制がなく、川崎府中線（主要地方道 9 号）沿いは計画地を含めて容積率が 800% と高く設定されているなど川崎の都心部にふさわしい高層建築物が建ち並ぶ市街地環境を誘導する都市計画が定められた地域となっております。御意見にございます圧迫感、日影については、新本庁舎の整備によって周辺環境に一定の変化を与えることになりますが、こうした都市計画の主旨を踏まえながら、「建築基準法」等の関係法令に定められた基準の範囲の中で適切に計画するものでございますので、御理解いただけますようお願いします。</p> <p>工事中の騒音につきましては、「騒音規制法」等関係法令を遵守して施工を実施するとともに、条例方法書に記載した工事中の安全対策及び環境保全対策を確実に実施し、周辺環境の影響低減に努めてまいります。</p>

(1) 事業計画について ① 建築計画等について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 建築計画等について	<p>なお、新本庁舎の耐震性能につきましては、大規模地震等の発生時において、災害対策活動の拠点として業務継続が可能な施設となることを想定して設計を行っており、建築物の構造計画にあたり、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月、国営計第 126 号・国営整第 198 号・国営設第 135 号）に基づき、建築物に要求される機能及びそれが位置する地域的条件に応じて、大地震動^{注)}により建築物に生ずる変形を抑制するとともに、建築物の強度を向上させるための係数である重要度係数を割り増しした設計を行っております。また、建築物に加わる地震力を低減する機能を有する免震構造を採用することで、震度 6 強の大地震動に対して、構造体の補修をすることなく機能を維持するための十分な耐震性能を有するものと考えております。</p> <p>注) 大地震動とは、建築物の耐用年限中に一度遭遇する可能性のある地震動。</p>

第6章 条例方法書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第6章 条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例方法審査書は、平成29年8月9日に川崎市より送付を受けた。

条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解は、表6-1(1)～(3)に示すとおりである。

表6-1(1) 条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
(1) 全般的な事項 本指定開発行為は、新たな本庁舎を整備するものであり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、土壤汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、風害、地域交通及び温室効果ガスについて予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。 条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。	条例準備書の作成にあたっては、条例方法書に記載した内容に加え、条例方法書に対する審査結果の内容を踏まえて、調査、予測及び評価を行いました。
(2) 個別事項 ア 大気質 工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による大気質への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
イ 土壤汚染 工事中における汚染のおそれのある土壤の内容及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
ウ 緑（緑の質、緑の量） (ア) 緑の質 植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の整備に必要な土壤量については予測を行い、植栽基盤の適否については予測を行わない計画としているが、客土の量や性状などの基盤土壤の整備計画を示すことにより、植栽基盤の適否の予測とともに、植栽予定樹種の環境適合性についてもより適切な予測が可能になると考えられる。 このことから、植栽基盤の適否について予測すること。	植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の整備に必要な土壤量は条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。 また、植栽基盤の適否についても予測及び評価を行いました。
(イ) 緑の量 緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。

表6-1(2) 条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動） (ア) 騒 音 工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
(イ) 振 動 工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行による振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
オ 廃棄物等 (一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土) (ア) 一般廃棄物 供用時において発生する一般廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
(イ) 産業廃棄物 工事中において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしているが、供用時において、廃プラスチック類等の産業廃棄物の発生が考えられることから、これらについても、種類、発生量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うこと。	工事中において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法は条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。 また、供用時において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理・処分方法についても予測及び評価を行いました。
(ウ) 建設発生土 工事中の建設発生土の量及びその処理・処分方法について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
カ 景観（景観、圧迫感） 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度並びに圧迫感の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
キ 日照阻害 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。

表6-1(3) 条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

条例方法書に対する審査結果	指定開発行為者の見解
ク テレビ受信障害 計画建築物により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
ケ 風 害 風向及び風速が変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
コ 地域交通（交通混雑、交通安全） 工事中における工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響、供用時における施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響並びに歩行者の往来による交通流への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
サ 温室効果ガス 供用時における温室効果ガスの排出量及びその削減の程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。	条例方法書に記載した方法に沿って、調査、予測及び評価を行いました。
(3) 環境配慮項目に関する事項 条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。	条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目について、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにしました。

第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

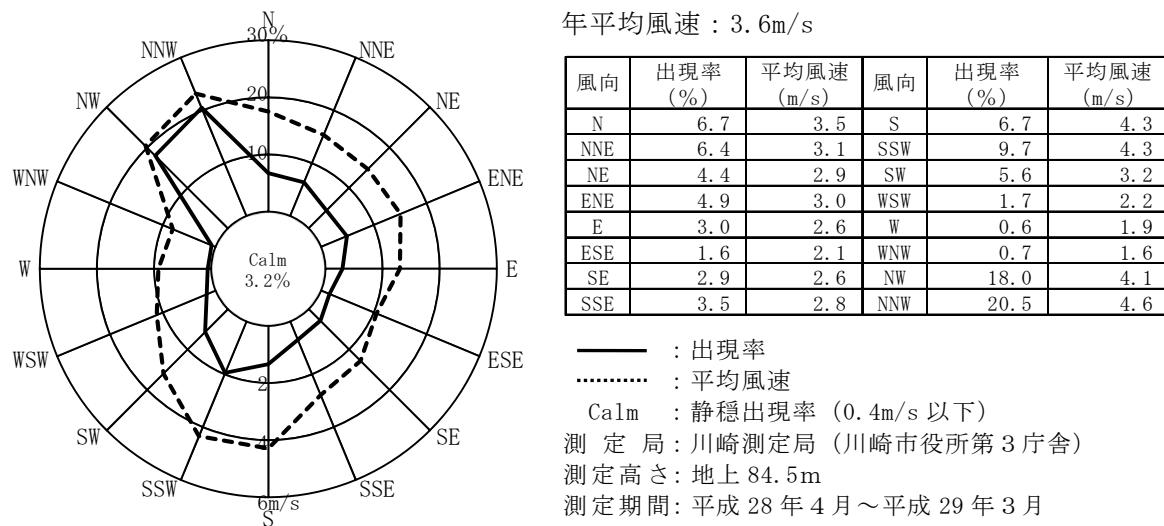
第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

1 計画地及びその周辺地域の概況

(1) 気象の状況

計画地周辺の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である川崎測定局（川崎市役所第3庁舎）の風配図（平成28年度）は図7-1に示すとおり、年間の最多風向はNNW（出現率：20.5%）、年平均風速は3.6m/sである。

また、川崎測定局の月別平均気温（平成28年度）は図7-2に、田島測定局（田島支援学校）の月別降水量（平成27、28年度）^{注)}は図7-3に示すとおり、年平均気温は16.5℃、年間降水量（平成27年度）は1,698.0mmである。



資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図7-1 風配図（平成28年度：川崎測定局）

^{注)} 田島測定局の降水量の測定結果（平成28年度）は、平成28年10月～平成29年1月が欠測であったため、平成27年度データについても整理した。

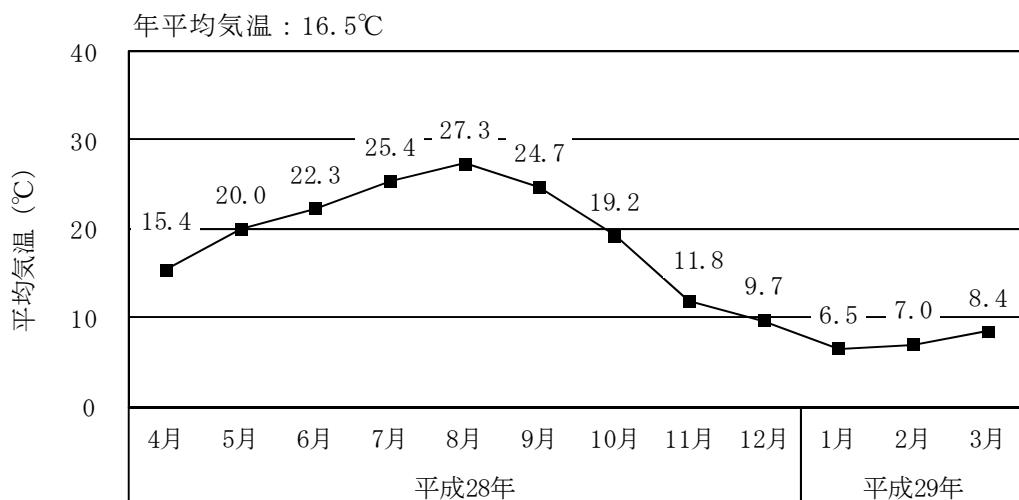
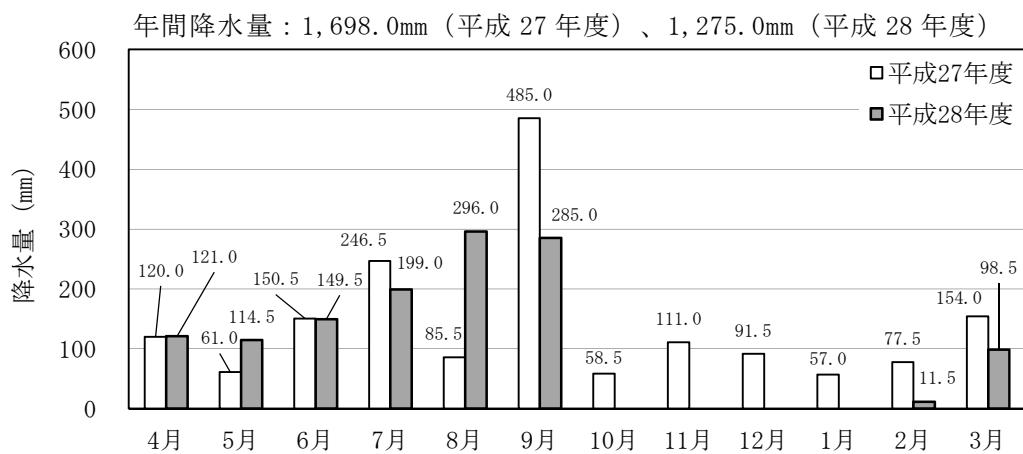


図7-2 気温 (平成28年度 : 川崎測定期)



測定局 : 田島測定期
測定期間: 平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
注) 平成 28 年 10 月～平成 29 年 1 月は欠測であったため、平成 27 年度データを併記した。
資料 : 「川崎市大気データ」(川崎市環境局ホームページ)

図7-3 降水量 (平成27、28年度 : 田島測定期)

(2) 地象の状況

計画地付近の地盤高さはT.P.+1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっている。

計画地及びその周辺の地形分類図は図7-4に示すとおり、計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。

計画地周辺のボーリングの調査地点は図7-5に、ボーリング調査結果（柱状図）は図7-6に示すとおり、計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。

(3) 水象の状況

計画地の北側約600mに多摩川が流れている。

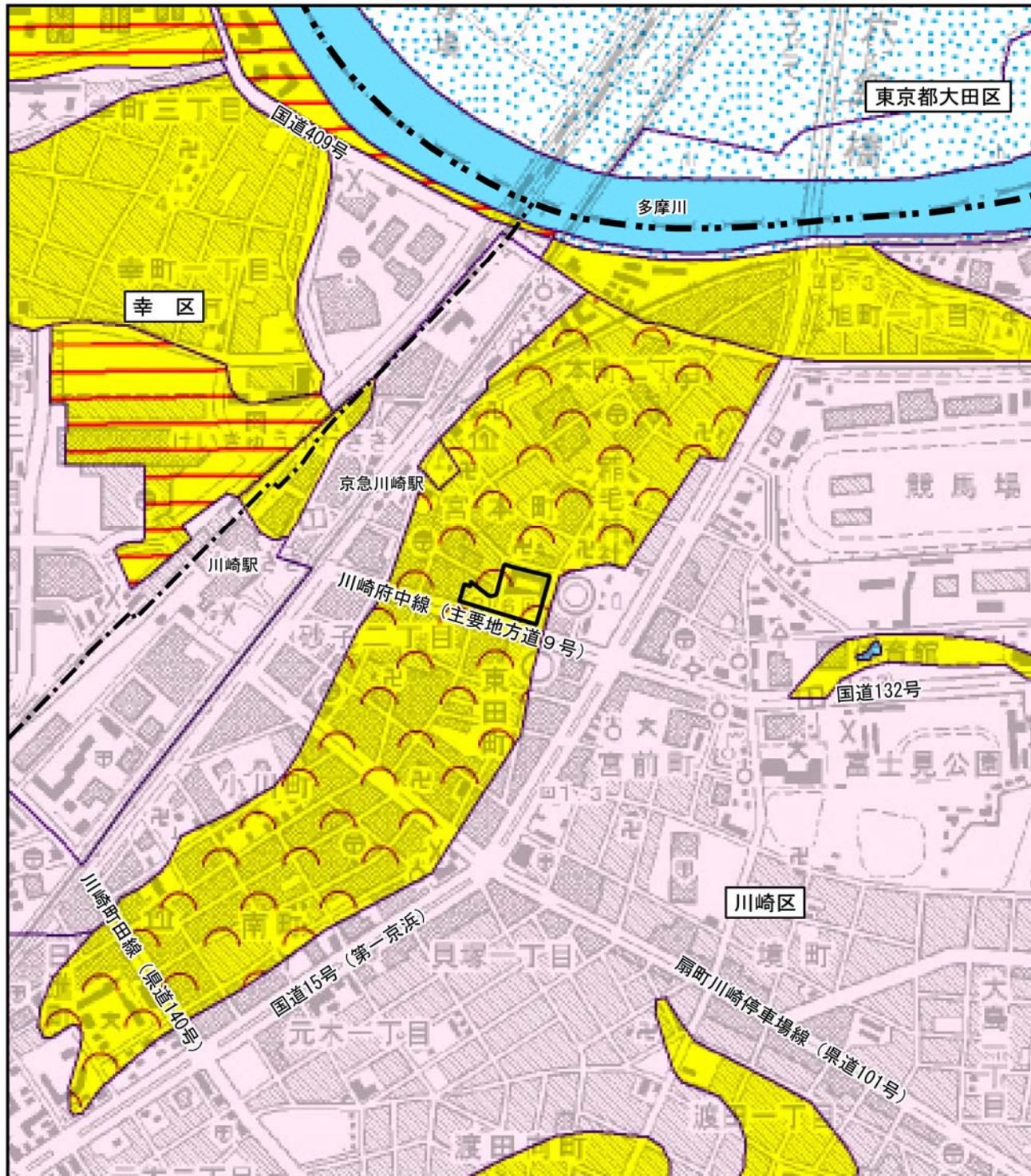
「平成27年度 水質年報」（平成29年2月、川崎市環境局）によると、計画地の北側約500mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、平成27年の年平均水位はG.L.-1.65m（T.P.+0.93m）^{注)}である。

なお、計画地及びその周辺に湧水は存在しない。

(4) 植物、動物の状況

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稻毛公園、富士見公園等の植栽が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

注) G.L. : 地盤面 T.P. : 東京湾平均海面



凡 例

 計画地
 都県界
 区 界

<低地の微高地>

 自然堤防
 砂州・砂堆・砂丘
 盛土地・埋立地
 高い盛土地

<頻水地形>

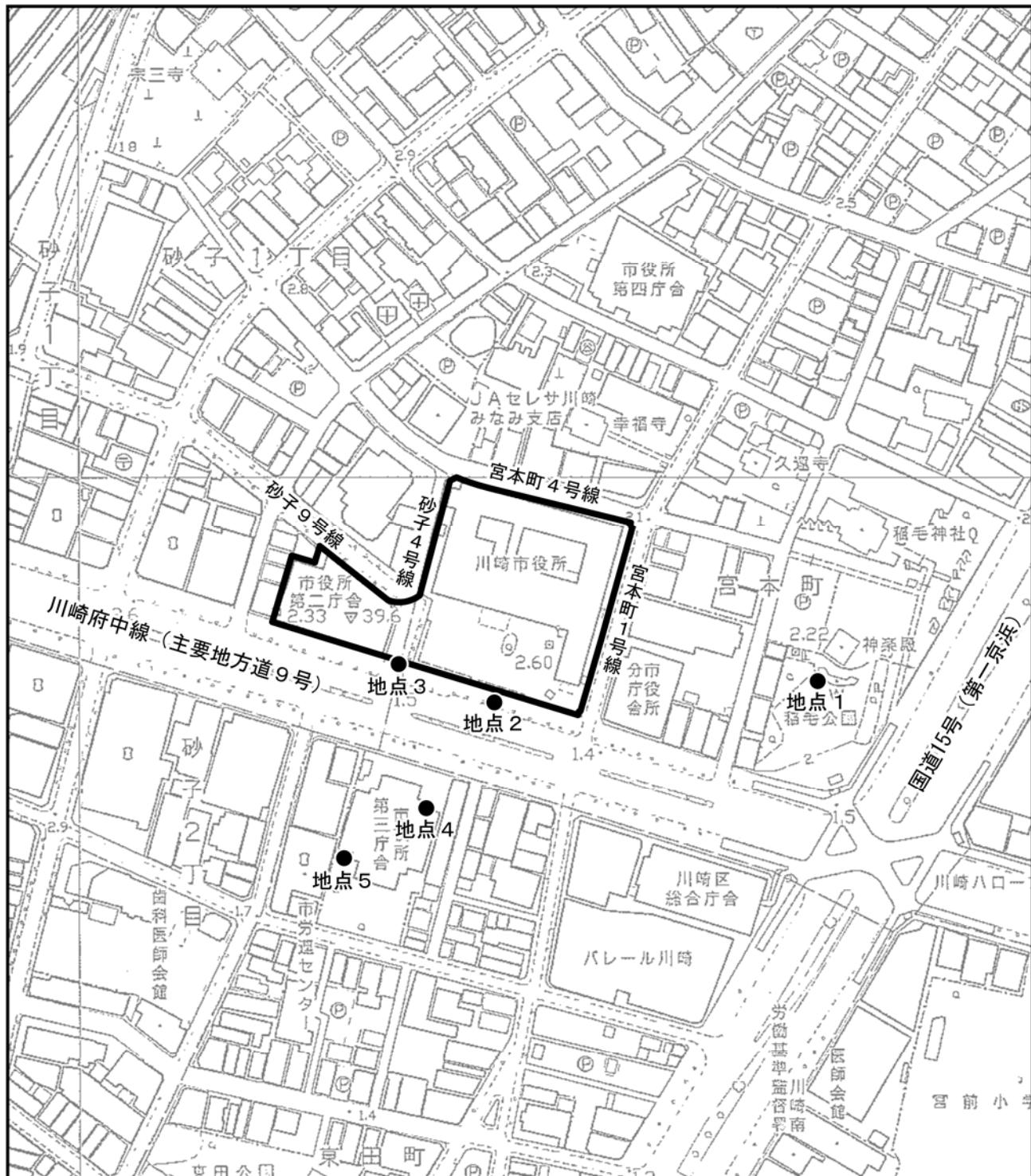
 河川・水涯線及び水面
 高水敷・低水敷・浜

資料：「土地条件図（平成22～23年度調査）」（国土地理院ホームページ）

図7-4 地形分類図

1 : 10,000
0 100 200 300m





凡例



計画地



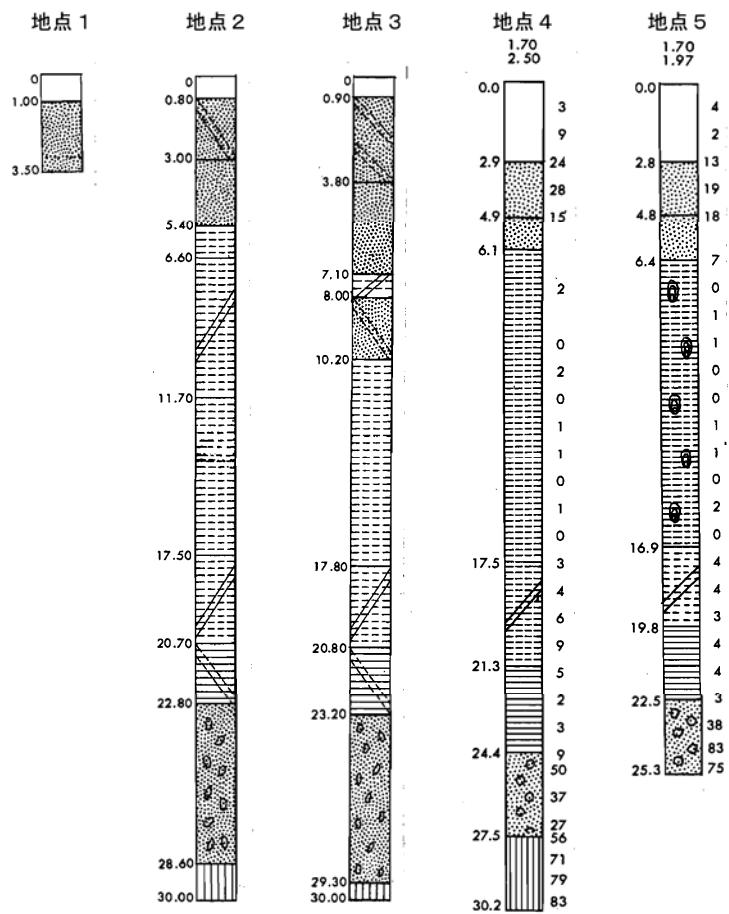
調査地点

資料：「ガイドマップかわさき 地盤情報 地質図集」（川崎市ホームページ）

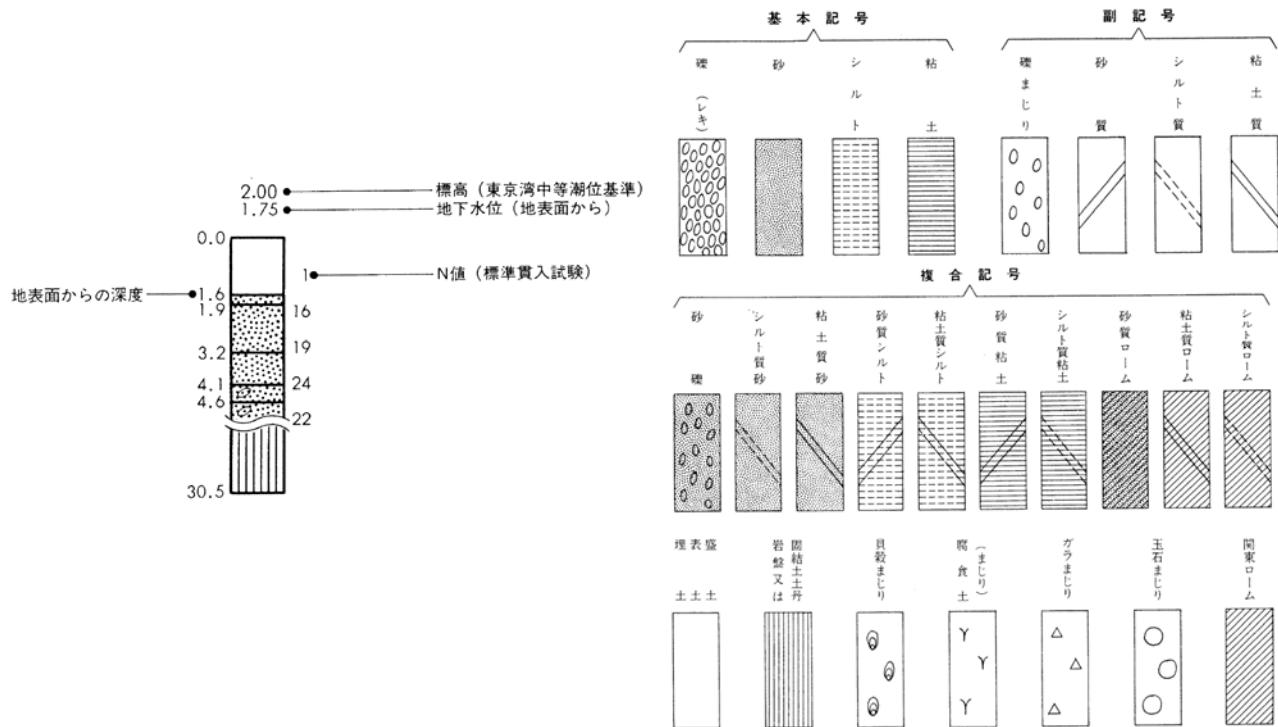
図7-5 ボーリングの調査地点

1 : 2,500
0 25 50 75m





地質柱状図凡例
土質表示



資料：「ガイドマップかわさき 地盤情報 地質図集」(川崎市ホームページ)

図7-6 ボーリング調査結果（柱状図）

(5) 人口、産業の状況

① 人口の状況

計画地周辺の町丁図は、図7-7に示すとおりである。

計画地及びその周辺の町丁別の人口及び世帯数（平成28年度）は表7-1に、人口の推移（平成24年度～平成28年度）は表7-2及び図7-8に示すとおりである。

計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置しており、宮本町の人口は1,110人、世帯数は752世帯、砂子1丁目の人口は549人、世帯数は399世帯である。また、人口の推移は、宮本町は増加傾向、砂子1丁目は平成27年度まで増加傾向であったが、平成28年度は減少している。

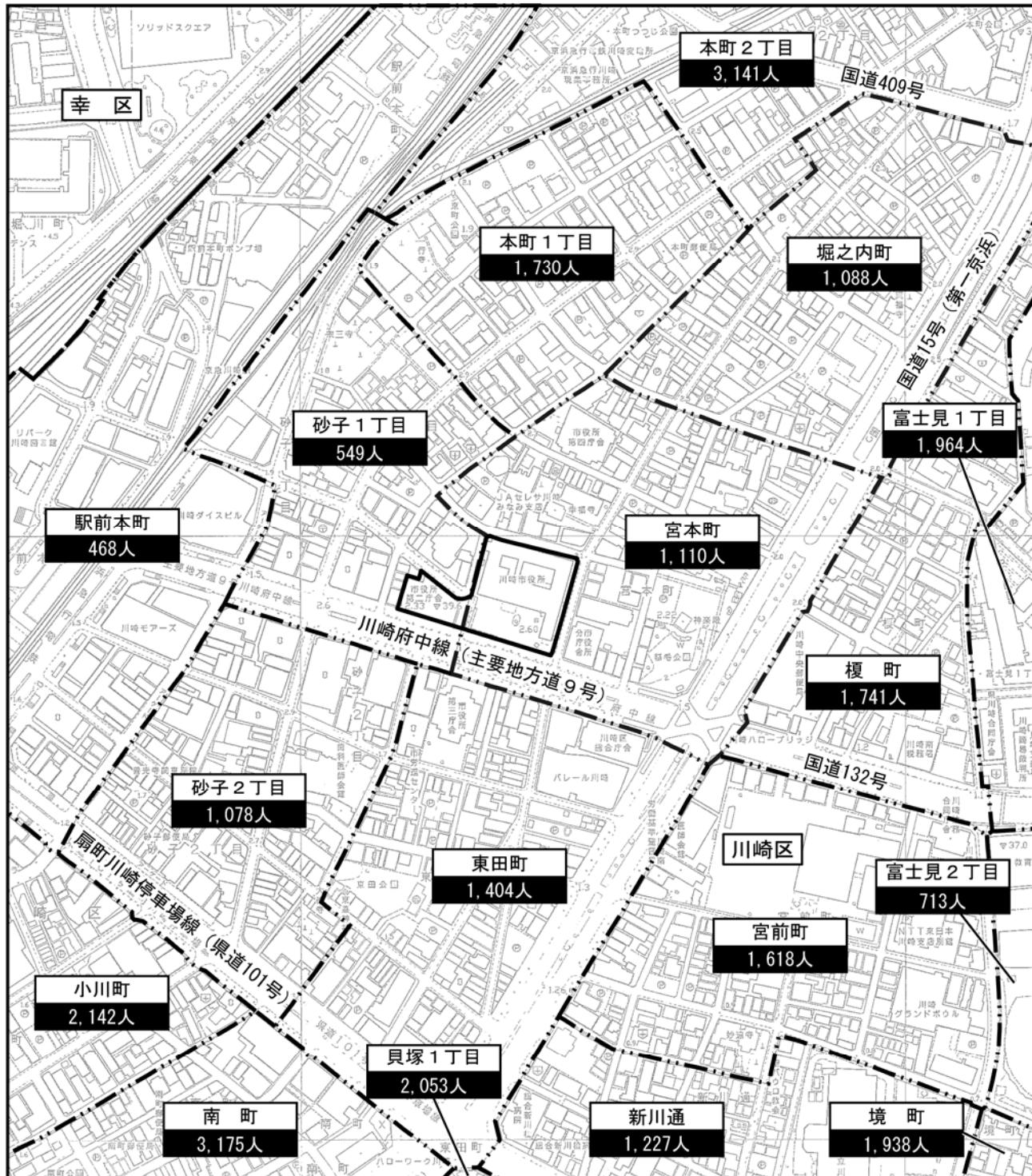
表7-1 人口及び世帯数（平成28年度）

市区町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備 考
宮 本 町	1,110	752	川 崎 区 面 積 40.25km ² 人口密度 5,719人/km ²
富士見1丁目	1,964	855	
富士見2丁目	713	334	
境 町	1,938	1,140	
榎 町	1,741	958	
宮 前 町	1,618	1,001	
新 川 通	1,227	710	
貝塚1丁目	2,053	1,284	
東 田 町	1,404	987	
南 町	3,175	2,342	
小 川 町	2,142	1,539	
砂 子 1 丁 目	549	399	
砂 子 2 丁 目	1,078	726	
駅 前 本 町	468	296	
本 町 1 丁 目	1,730	1,317	
本 町 2 丁 目	3,141	2,000	
堀 之 内 町	1,088	892	
川 崎 区 全 体	230,173	122,542	
川 崎 市	1,478,187	722,264	川 崎 市 面 積 144.35km ² 人口密度 10,240人/km ²

注1) 平成28年度末現在の数値である。

注2) ■：計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



凡 例



計画地

町丁名
人口

町丁名・人口



区 界



町丁界

注) 人口は平成28年度末現在の数値である。

資料: 「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)

図7-7 町丁図

1:5,000
0 50 100 150m



表7-2 人口の推移（平成24年度～平成28年度）

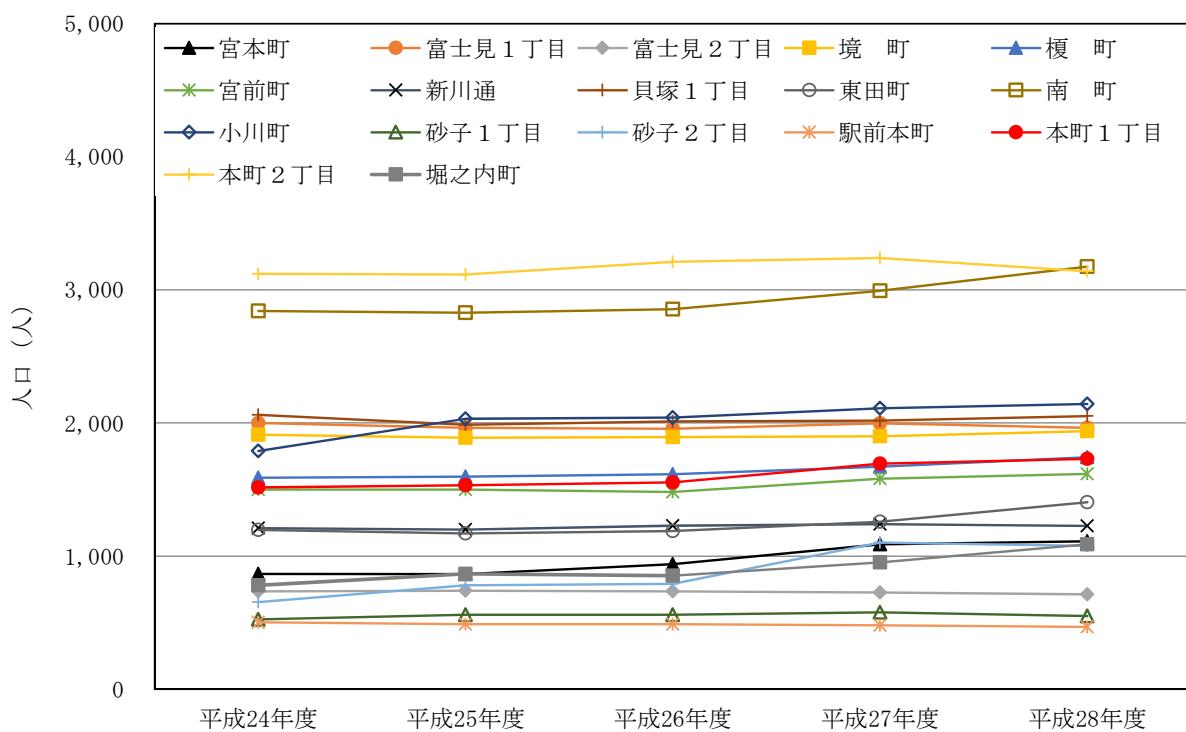
単位：人

市区町丁名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
宮本町	866	865	939	1,088	1,110
富士見1丁目	2,000	1,963	1,957	1,998	1,964
富士見2丁目	735	739	736	726	713
境町	1,911	1,889	1,893	1,900	1,938
榎町	1,588	1,598	1,615	1,671	1,741
宮前町	1,500	1,500	1,483	1,582	1,618
新川通	1,210	1,199	1,229	1,239	1,227
貝塚1丁目	2,061	1,986	2,012	2,017	2,053
東田町	1,196	1,169	1,187	1,259	1,404
南町	2,842	2,828	2,854	2,992	3,175
小川町	1,790	2,032	2,041	2,111	2,142
砂子1丁目	525	560	560	578	549
砂子2丁目	654	780	791	1,101	1,078
駅前本町	502	489	489	481	468
本町1丁目	1,516	1,532	1,554	1,694	1,730
本町2丁目	3,119	3,115	3,211	3,239	3,141
堀之内町	780	866	852	952	1,088
川崎区全体	220,195	222,107	224,223	226,551	230,173
川崎市	1,423,680	1,436,633	1,449,651	1,463,334	1,478,187

注1)各年度末現在の数値である。

注2) ■：計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)



注) 各年度末現在の数値である。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)

図7-8 町丁別人口の推移（平成24年度～平成28年度）

② 産業の状況

産業分類別の事業所数及び従業者数（平成26年7月1日現在）は、表7-3に示すとおりである。

川崎区の事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。川崎市の事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」の順となっている。

川崎区の従業者数は、「製造業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。また、川崎市の従業者数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「製造業」、「医療、福祉」の順となっている。

表7-3 産業分類別の事業所数及び従業者数（平成26年7月1日現在）

産業分類	川 崎 区				川 崎 市			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農業、林業	5	0.0	165	0.1	74	0.2	782	0.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	1	0.0	43	0.0
建設業	1,225	10.9	11,040	6.7	4,078	9.6	31,488	5.7
製造業	910	8.1	29,226	17.8	3,299	7.7	83,541	15.1
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1	363	0.2	25	0.1	835	0.2
情報通信業	148	1.3	8,941	5.4	713	1.7	41,078	7.4
運輸業、郵便業	759	6.7	20,809	12.7	1,347	3.2	36,336	6.5
卸売業、小売業	2,413	21.4	23,455	14.3	9,114	21.4	97,891	17.6
金融業、保険業	145	1.3	3,184	1.9	494	1.2	8,733	1.6
不動産業、物品賃貸業	947	8.4	3,714	2.3	4,360	10.2	16,697	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	433	3.8	7,076	4.3	1,762	4.1	29,375	5.3
宿泊業、飲食サービス業	1,744	15.5	14,857	9.0	6,057	14.2	54,426	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	827	7.3	5,139	3.1	3,581	8.4	20,696	3.7
教育、学習支援業	220	2.0	3,451	2.1	1,417	3.3	21,112	3.8
医療、福祉	684	6.1	12,463	7.6	3,943	9.3	67,807	12.2
複合サービス事業	34	0.3	2,342	1.4	149	0.3	4,328	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	774	6.9	18,219	11.1	2,202	5.2	39,589	7.1
合 計	11,278	100.0	164,444	100.0	42,616	100.0	554,757	100.0

資料：「川崎市の経済－平成26年経済センサス 基礎調査結果－」（平成28年12月、川崎市）

(6) 土地利用状況

① 用途地域の指定状況

計画地及びその周辺の都市計画図は、図7-9に示すとおりである。

また、計画地の用途地域等の指定状況及び「航空法」（昭和27年7月、法律第231号）に基づく制限高さは、以下に示すとおりである。

- ・都市計画区域 : 市街化区域
- ・地域地区 : 商業地域、防火地域
- ・建ぺい率 : 80%
- ・容積率 : 800%
- ・航空法制限高さ : G. L. +約118m^{注)} (T. P. +約120m)

計画地は商業地域に指定されており、計画地周辺は商業地域、約200m離れて近隣商業地域、約320m離れて第二種住居地域に指定されている。

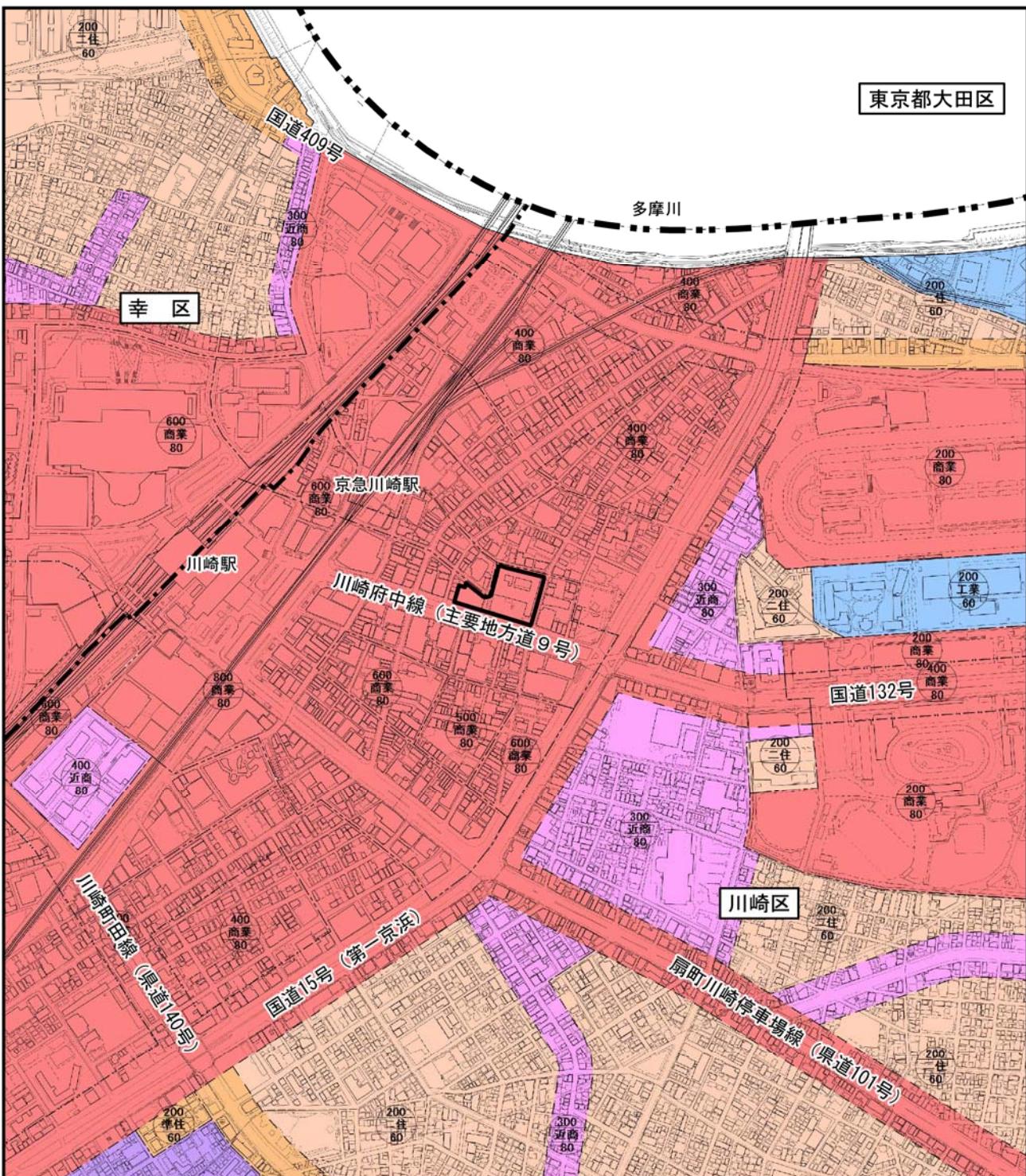
② 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用現況図は、図7-10に示すとおりである。

計画地は公共用地として利用されており、計画地周辺は業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、集合住宅用地等として利用されている。また、これらの用途に加え、社寺等も点在している。

また、計画地及びその周辺の現況は写真7-1(1), (2)に、写真撮影地点は図7-11に示すとおりである。

注) 「川崎市本庁舎等建替基本計画」では約116mとしていたが、詳細な条件設定に基づき再計算した結果、約118mに修正された。



凡 例

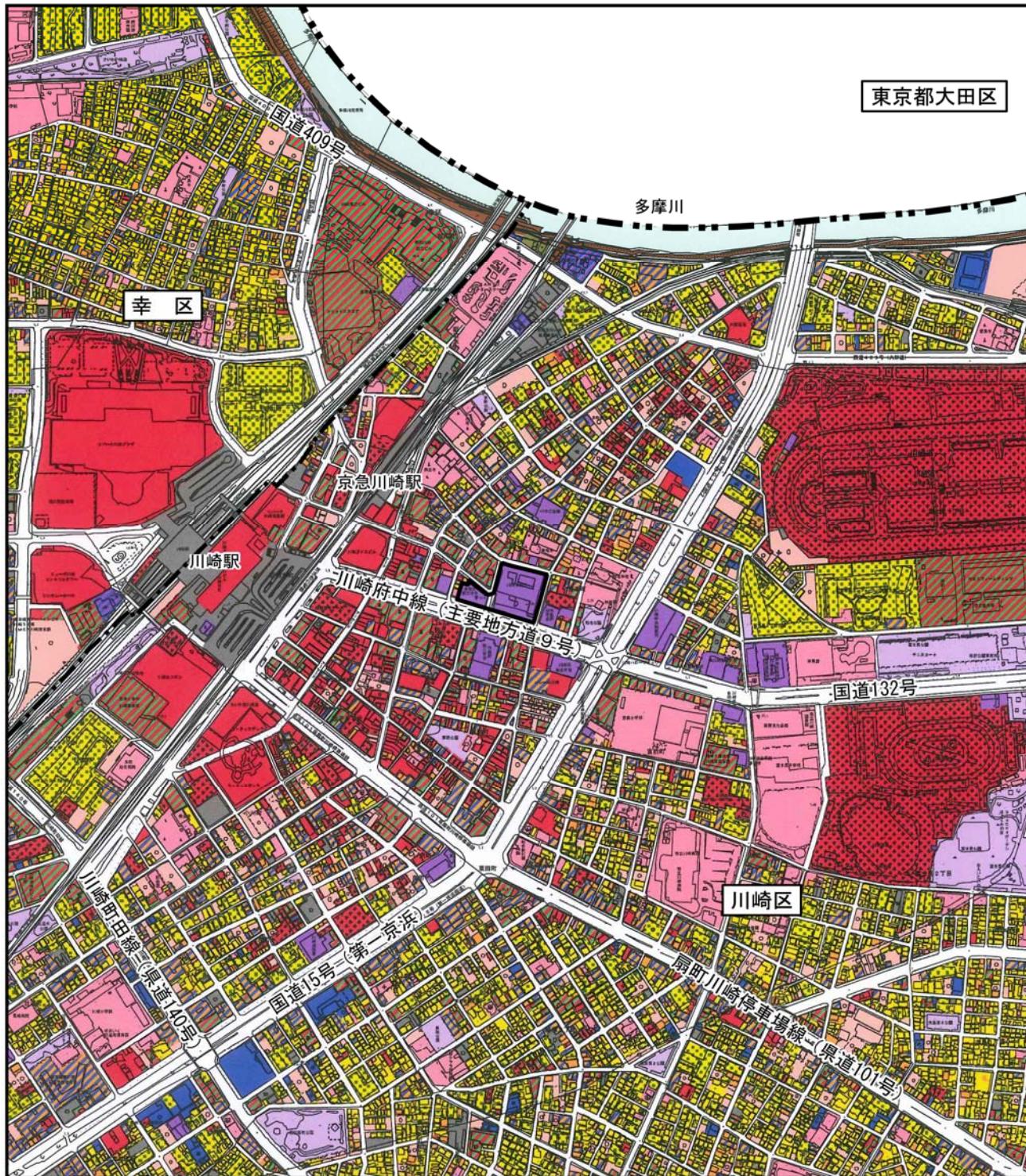
The legend consists of two rows of colored boxes with corresponding labels. The first row includes '計画地' (Planned Area) with a white box, '第二種住居地域' (Second Type Residential Area) with an orange box, '準工業地域' (Quasi-Industrial Area) with a purple box, and '都県界' (Metropolitan Prefectural Boundary) with a dashed black line. The second row includes '区界' (District Boundary) with a solid black line, '準住居地域' (Quasi-Residential Area) with an orange box, '工業地域' (Industrial Area) with a blue box, '近隣商業地域' (Neighboring Commercial Area) with a pink box, and '商業地域' (Commercial Area) with a red box. A circular icon in the bottom right corner contains the text '容積率(%)' (Floor Area Ratio), '用途地域' (Land Use Category), and '建ぺい率(%)' (Building Density).

資料：「川崎都市計画総括図」（平成29年3月、川崎市）

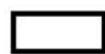
図7-9 都市計画図

1 : 10,000
0 100 200 300m





凡 例



計画地



都県界



区 界

自然的土地利用

河川、水路、水面

荒地、海浜、河川敷

都市的土地利用

住宅用地

集合住宅用地

店舗併用住宅用地

作業所併用住宅用地

併用集合住宅用地

業務施設用地

商業用地

宿泊娯楽施設用地

軽工業用地

運輸施設用地

公共用地

供給処理施設用地

文教・厚生用地

公共空地

その他の空地

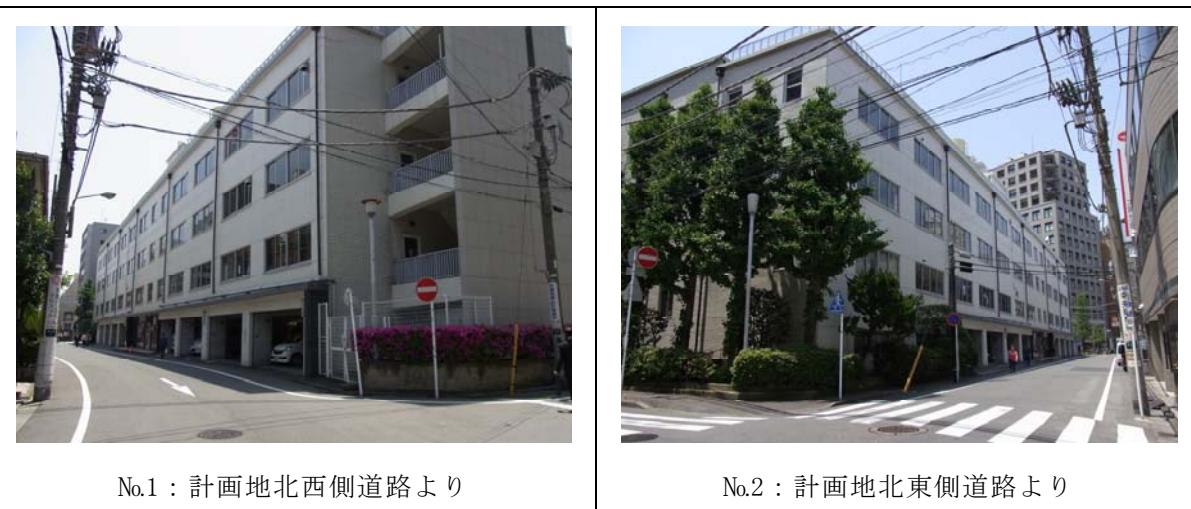
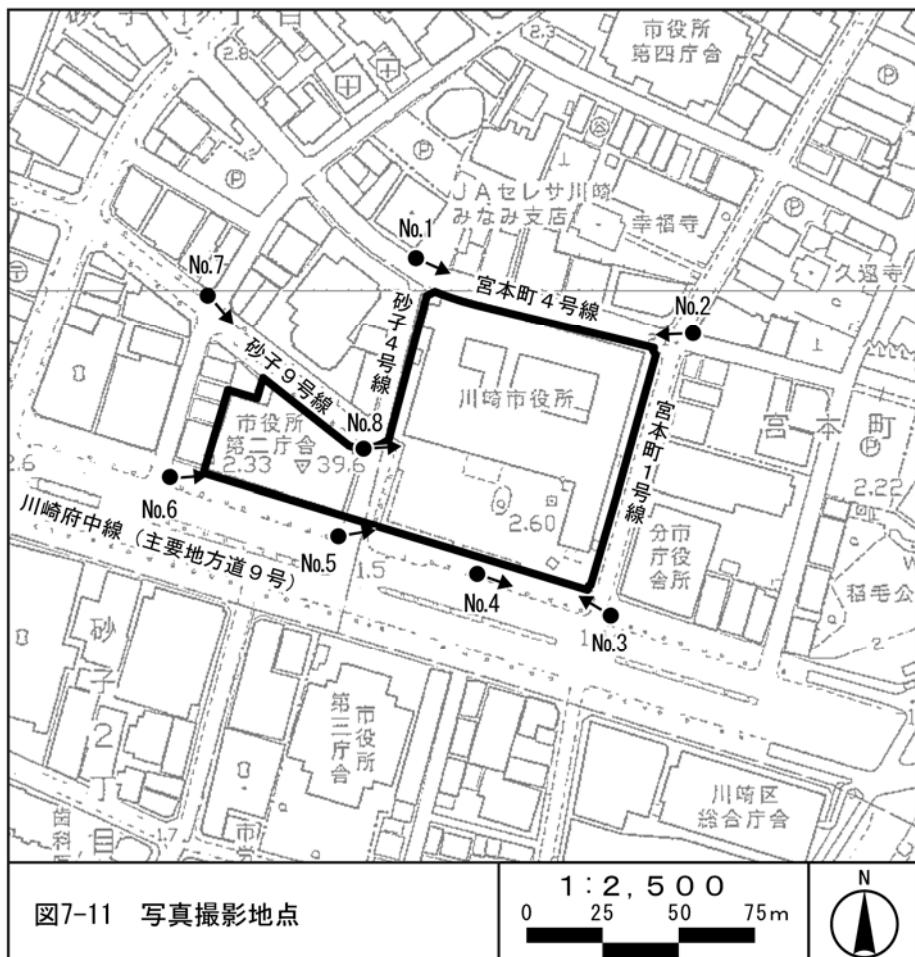
道路用地・鉄道用地

資料：「土地利用現況図（川崎区・幸区）平成22年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成26年3月、川崎市）

図7-10 土地利用現況図

1 : 10,000
0 100 200 300m





注) 平成29年9月に旧本庁舎上屋の解体工事が完了し、現在は建物周りに鋼製の仮囲いを設置している。なお、有料駐車場は、解体工事前と同様に運営している。

写真7-1(1) 計画地及びその周辺の現況（平成27年5月15日撮影）



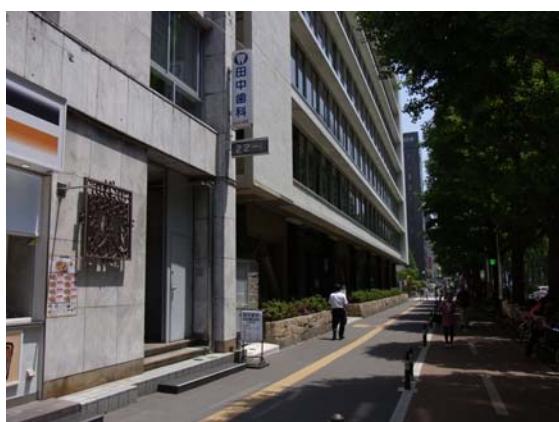
No.3 : 計画地南東側歩道より



No.4 : 計画地南側歩道より



No.5 : 計画地南側歩道より



No.6 : 計画地南西側歩道より



No.7 : 計画地西側歩道より



No.8 : 計画地西側歩道より

注) 平成29年9月に旧本庁舎上屋の解体工事が完了し、現在は建物周りに鋼製の仮囲いを設置している。
なお、有料駐車場は、解体工事前と同様に運営している。

写真7-1(2) 計画地及びその周辺の現況（平成27年5月15日、11月27日撮影）

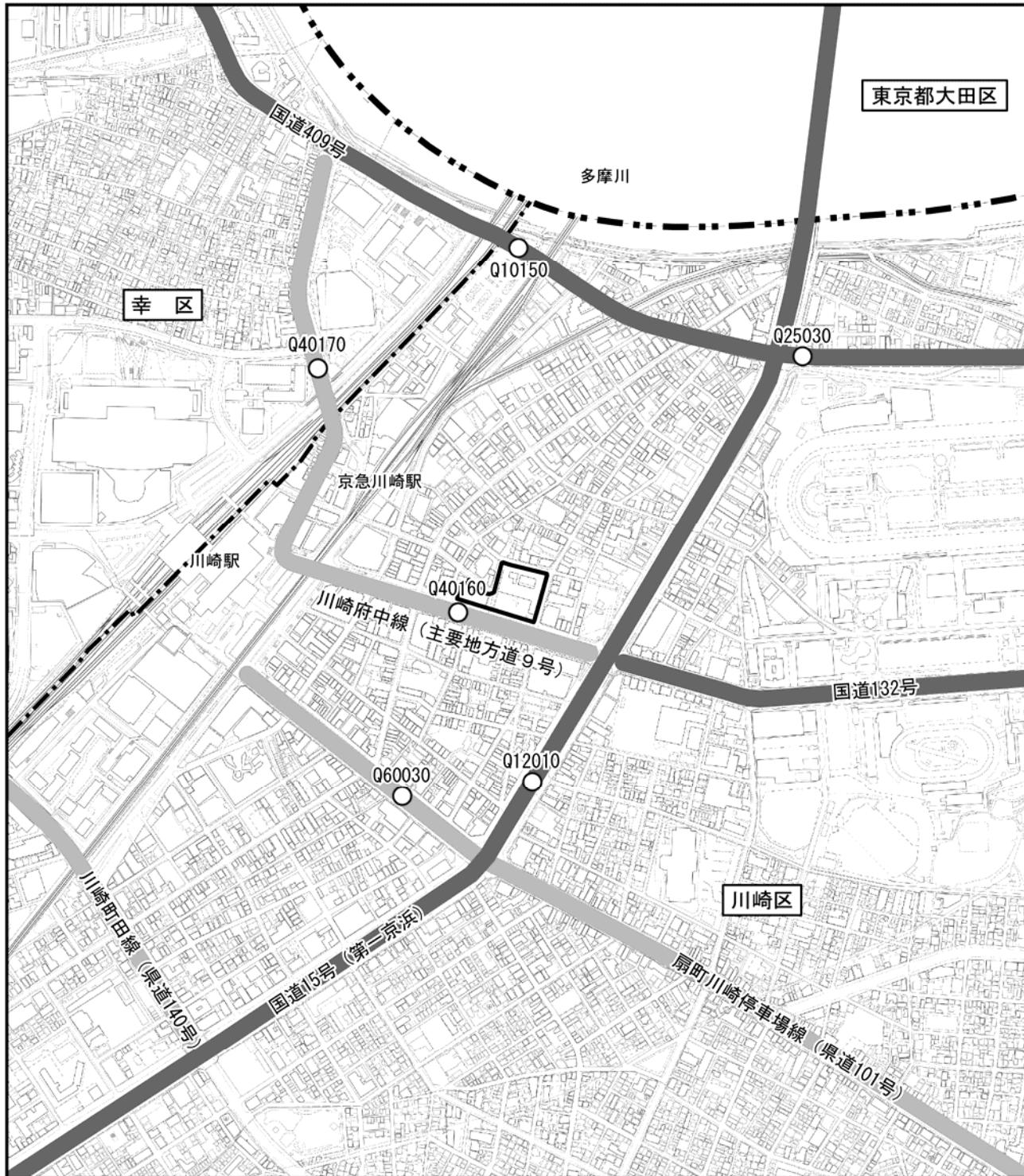
(7) 交通、運輸の状況

① 道 路

計画地周辺の主要な道路は図7-12に示すとおり、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに国道15号（第一京浜）、南側約350mに扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに国道409号等が通っている。

計画地周辺の道路交通センサスの調査地点は、図7-12に示すとおりである。

道路交通センサスの調査結果（平成17、22、27年度）は表7-4及び図7-13に示すとおり、平成27年度の自動車交通量（平日）は13,030～31,228台/12時間（大型車混入率：17.1～30.0%）である。



凡 例

	計画地		国 道
	都県界		主要地方道・県道
	区 界		調査地点

資料：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」（川崎市建設総務局）

図7-12 主要な道路及び道路交通センサスの調査地点

1 : 10,000
0 100 200 300m

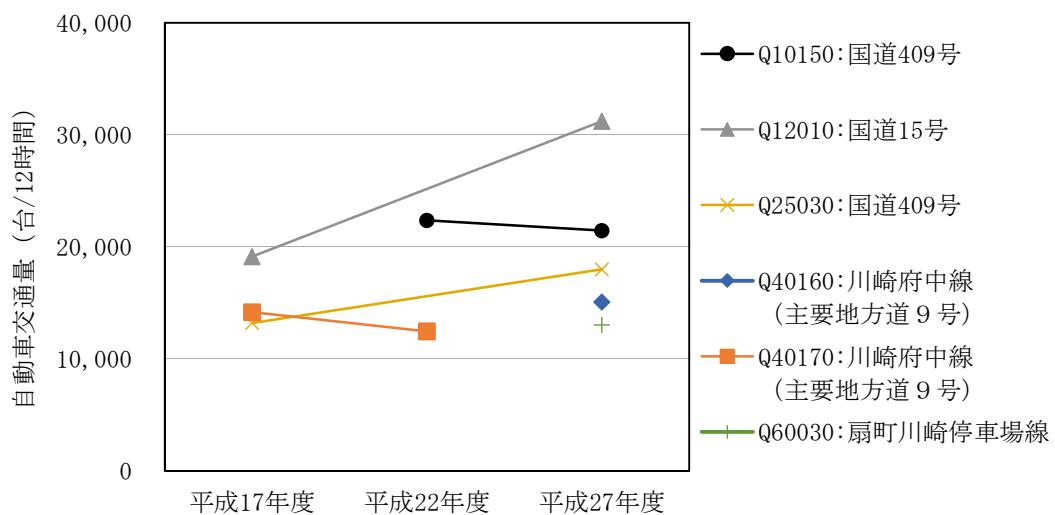


表7-4 道路交通センサスの調査結果（平成17、22、27年度）

区間番号	道路名	年度	自動車交通量 (台/12時間)		大型車混入率 (%)	
			平日	休日	平日	休日
Q10150 (川崎区駅前本町26)	国道409号	17	—	—	—	—
		22	22,364	—	28.6	—
		27	21,452	—	26.8	—
Q12010 (川崎区宮前町1-2)	国道15号	17	19,129	—	22.2	—
		22	—	—	—	—
		27	31,228	—	26.4	—
Q25030 (川崎区富士見1-5-2)	国道409号	17	13,184	—	27.9	—
		22	—	—	—	—
		27	17,989	—	30.0	—
Q40160 (川崎区砂子2-11-17)	川崎府中線 (主要地方道9号)	17	—	—	—	—
		22	—	—	—	—
		27	15,092	—	17.1	—
Q40170 (幸区堀川町72)	川崎府中線 (主要地方道9号)	17	14,155	9,508	15.4	8.0
		22	12,466	9,867	9.0	3.6
		27	—	—	—	—
Q60030 (川崎区砂子2-8)	扇町川崎停車場線	17	—	—	—	—
		22	—	—	—	—
		27	13,030	—	21.5	—

注) 調査時間 : 7時～19時の12時間

資料:「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」(川崎市建設総務局)



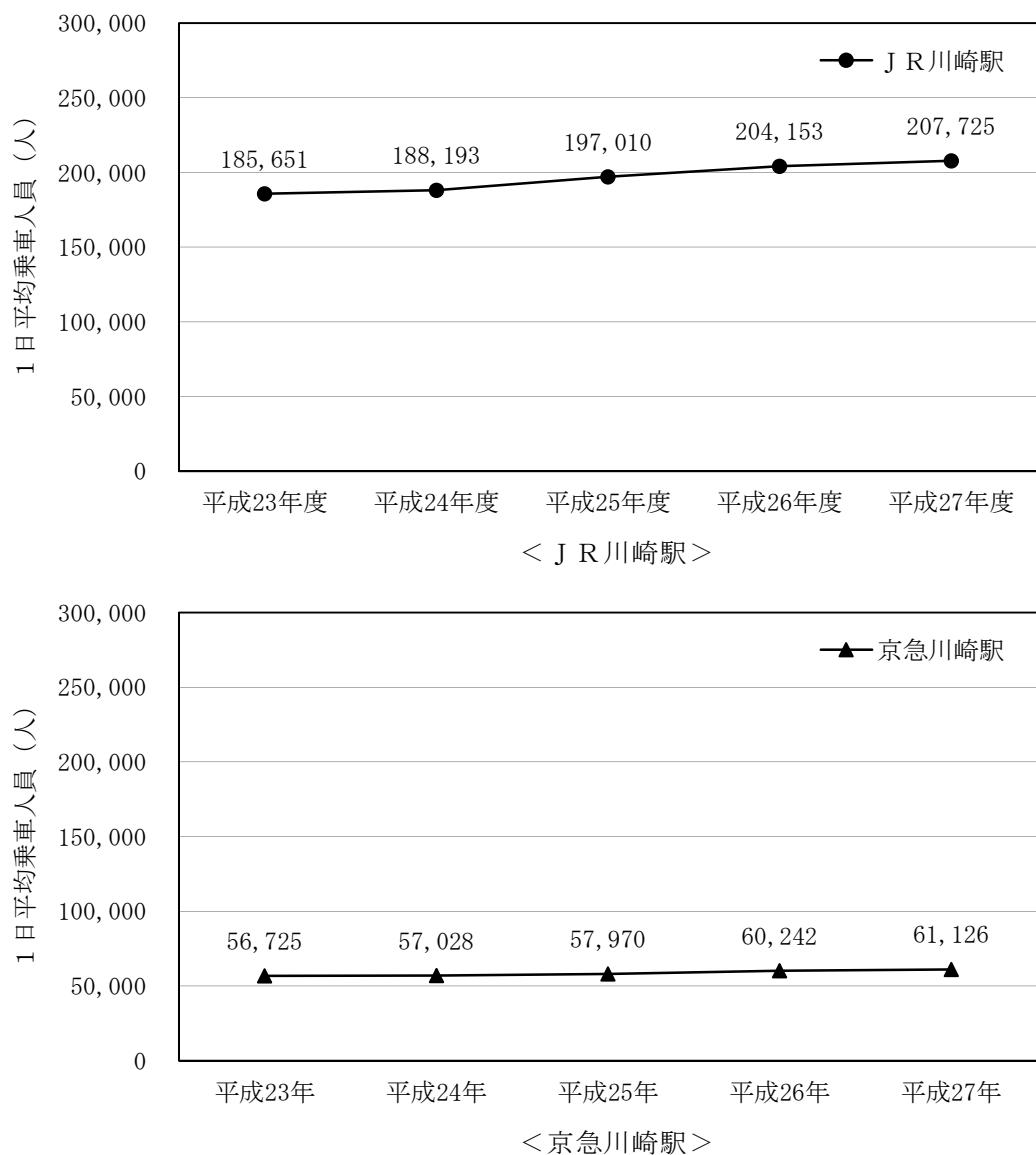
資料:「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」(川崎市建設総務局)

図7-13 道路交通センサスの調査結果（平成17、22、27年度：平日）

② 鉄道

計画地周辺の鉄道路線は図7-14に示すとおり、計画地の西側にJR京浜東北線、東海道本線、南武線及び京浜急行本線、北側に京浜急行大師線が通っている。

計画地最寄り駅であるJR川崎駅及び京急川崎駅の1日平均乗車人員の推移は図7-15に示すとおり、JR川崎駅及び京急川崎駅ともに緩やかな増加傾向にある。



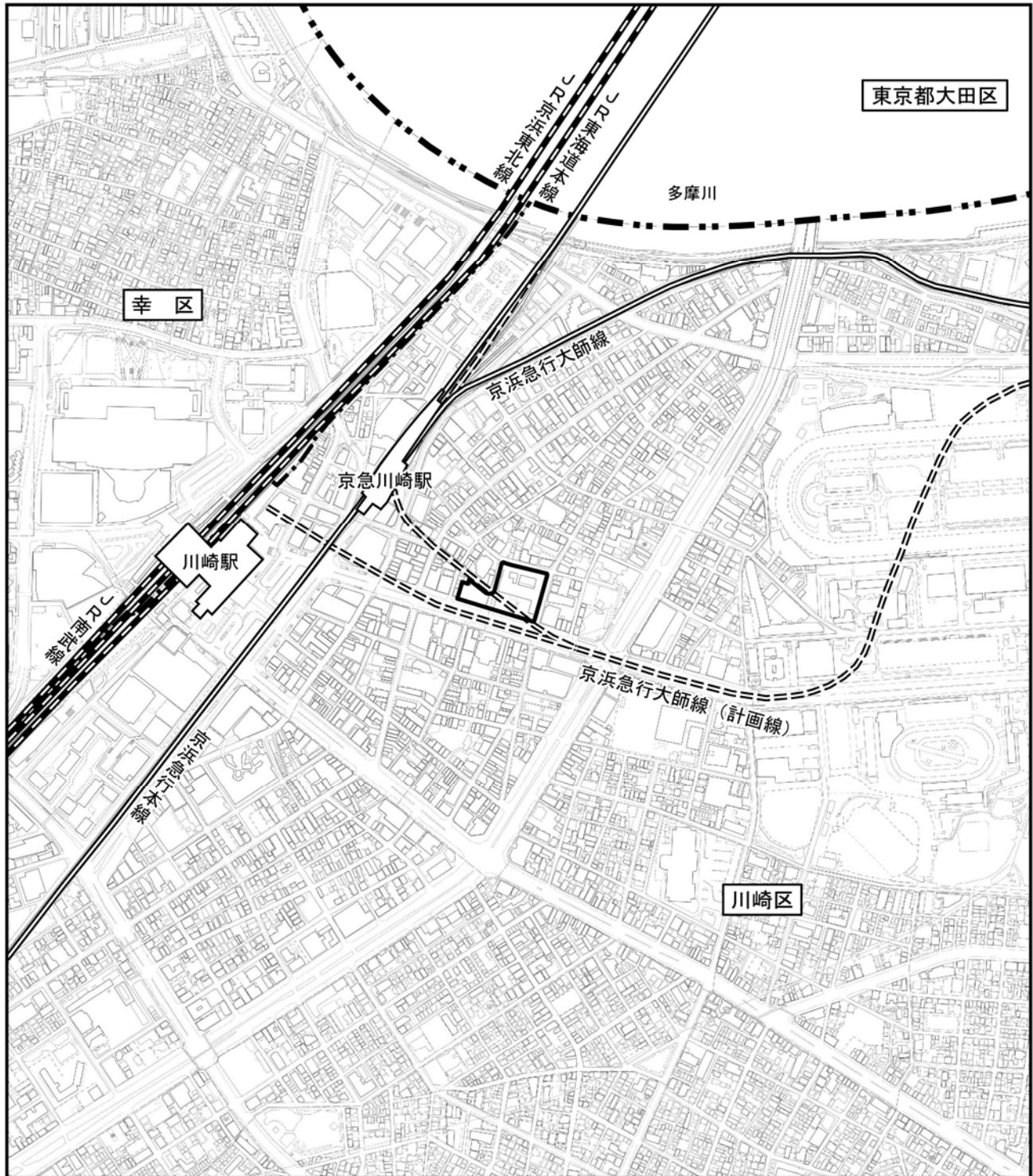
資料：「川崎市統計書 平成28年（2016年）版」（平成29年3月、川崎市）

図7-15 1日平均乗車人員の推移

③ バス

計画地周辺のバス路線は図7-16に示すとおり、川崎市営バス9系統、川崎鶴見臨港バス16系統、京浜急行バス3系統がJR川崎駅から臨海部方面等に運行している。

なお、計画地最寄りのバス停は、川崎鶴見臨港バス及び川崎市営バスの市役所前、京浜急行バスの川崎市役所前である。



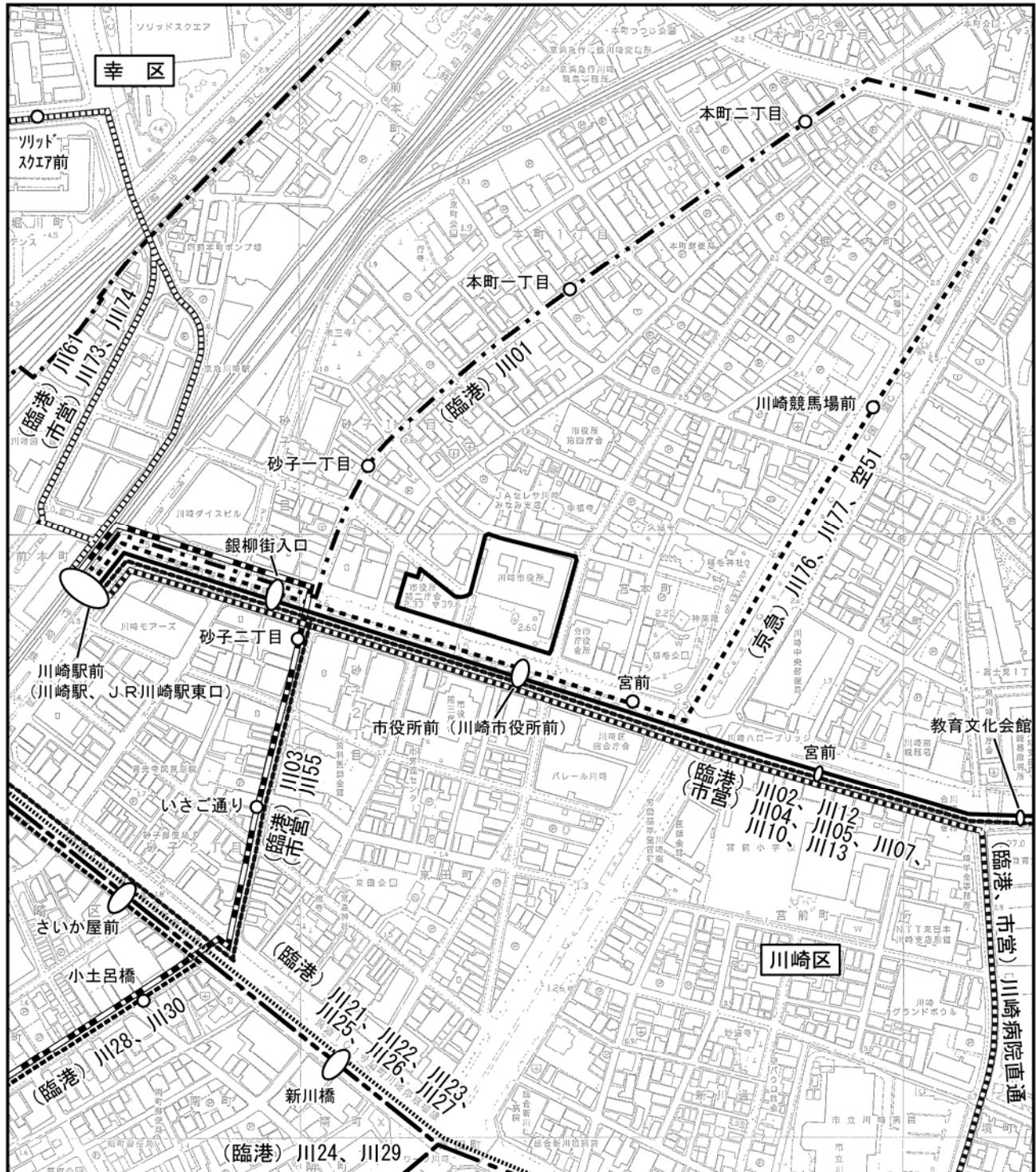
凡 例

	計画地	—	鉄道 (JR)
	都県界	—	鉄道 (京浜急行本線、京浜急行大師線)
	区界	—	鉄道 (京浜急行大師線 (計画線))

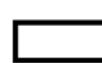
資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 都市施設」（川崎市ホームページ）

図7-14 鉄道路線図





凡 例



計画地

----- (臨港) 川01

(臨港) 川02、川12

----- (臨港) 川28、川30

(臨港) 川61

(市営) 川04、川05、川07、
川10、川13

(市営) 川73、川74

----- (市営) 川03

(市営) 川55

----- (臨港) 川21、川22、川23、
川25、川26、川27

(臨港、市営) 川崎病院直通

----- (臨港) 川24、川29

----- (京急) 川76、川77、空51

図7-16 バス路線図

資料：「川崎区マップ」（平成29年3月、川崎区役所地域振興課）

1 : 5,000

0 50 100 150m



(8) 公共施設等の状況

① 公共施設等

計画地及びその周辺の主要な公共施設等は、表7-5及び図7-17に示すとおりである。

現在、計画地には川崎市役所本庁舎（No.1）及び第2庁舎（No.2）が存在している。また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎（No.3）、北側約80mに川崎市役所第4庁舎（No.4）、南東側約70mに川崎区役所（No.5）、保育施設として西側約50mにひなた園（No.21）、南東側約80mにレイモンド川崎保育園（No.17）及びKAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL（No.22）、医療機関として南側約400mに総合新川橋病院（No.26）、南東側約400mに川崎市立川崎病院（No.27）、福祉施設として西側約20mにMe1k 川崎砂子 Office（No.31）、北西側約50mに発達相談支援センター（No.37）及び川崎南部就労援助センター（No.41）、南側約50mにウイングル川崎センター（No.34）、市民館・図書館・会館として北側約120mに東海道かわさき宿交流館（No.42）等の施設がある。教育施設は、計画地の南東側約200mに宮前小学校（No.24）があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。

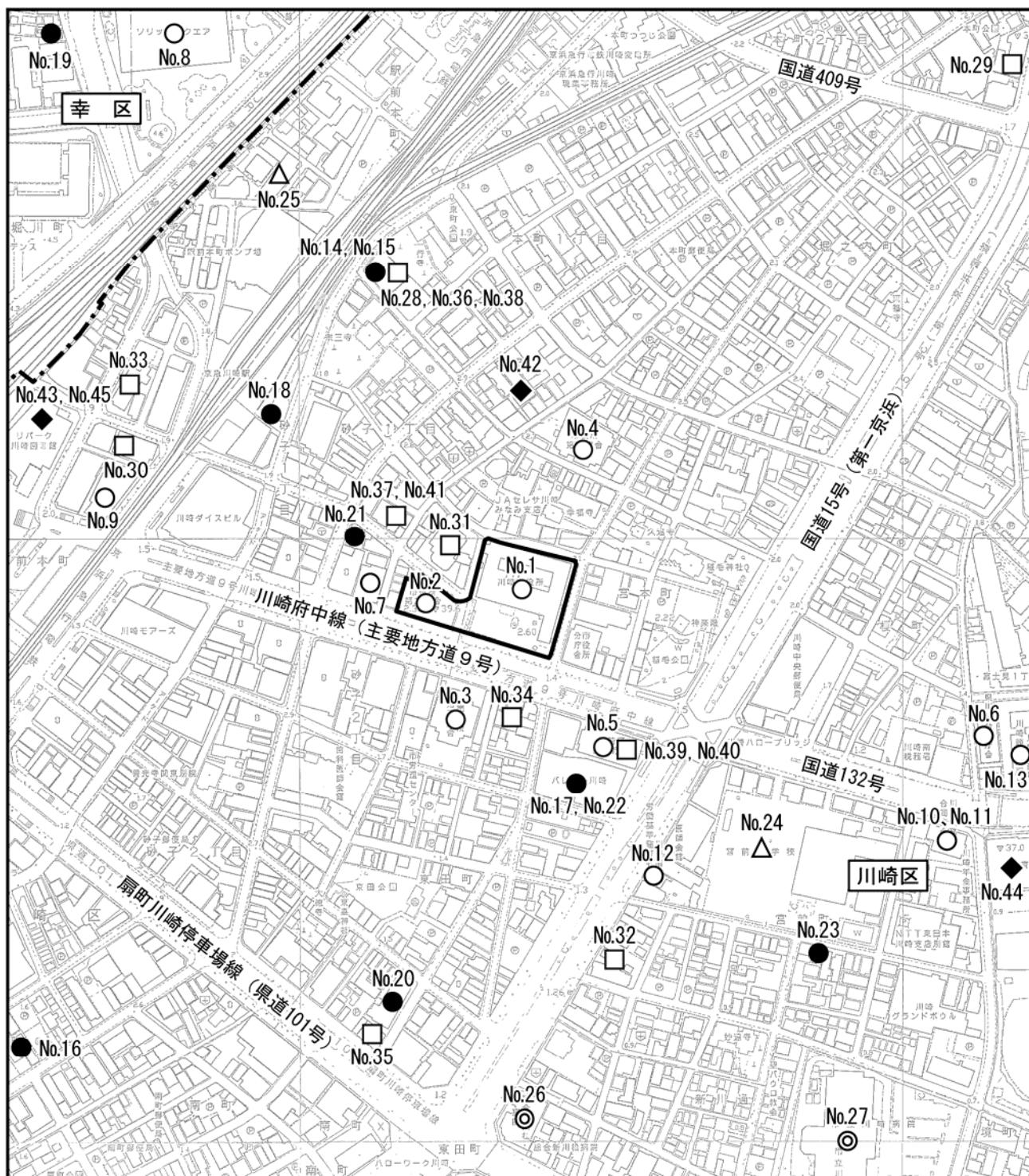
なお、計画地内の川崎市役所本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしていない。そのため、現在の本庁舎の解体後に災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する新たな庁舎を建設して、分散化している本庁機能を集約する必要があり、「川崎市本庁舎等建替基本計画」（平成28年1月、川崎市）に基づき、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮しながら、新たな本庁舎の整備に取り組むこととされている。

表7-5 主要な公共施設等の一覧

項目	No.	施設名称	住 所
行政機関等	1	川崎市役所本庁舎	川崎区宮本町1
	2	川崎市役所第2庁舎	川崎区砂子1-9-3
	3	川崎市役所第3庁舎	川崎区東田町5-4
	4	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3
	5	川崎区役所	川崎区東田町8
	6	神奈川県川崎合同庁舎	川崎区富士見1-1-2
	7	かわさき市税事務所（川崎御幸ビル）	川崎区砂子1-8-9
	8	川崎県民センター	幸区堀川町580
	9	だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	川崎区駅前本町11-2
	10	横浜地方検察庁 川崎支部	川崎区宮前町12-11
	11	横浜地方法務局 川崎支局	川崎区宮前町12-11
	12	労働基準監督署 川崎南	川崎区宮前町8-2
	13	横浜地方裁判所 川崎支部	川崎区富士見1-1-3
保育施設	14	川崎乳児保育所	川崎区本町1-1-1
	15	夜間保育所あいいく	川崎区本町1-1-1
	16	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町13-9
	17	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町8
	18	京急キッズランド京急川崎	川崎区砂子1-3-1
	19	わらべうた幸町保育園	幸区幸町1-749-2
	20	ミルキーホーム川崎園	川崎区東田町2-10
	21	ひなた園	川崎区砂子1-8-4
	22	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎区東田町8
	23	さくらっこ保育園	川崎区宮前町9-5
教育施設	24	宮前小学校	川崎区宮前町8-13
	25	外語ビジネス専門学校	川崎区駅前本町22-1
医療機関	26	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15
	27	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1
福祉施設	28	特別養護老人ホームしおん	川崎区本町1-1-1
	29	グループホームこでまり六郷	川崎区本町2-12-14
	30	Melk 川崎 Office	川崎区駅前本町10-5
	31	Melk 川崎砂子 Office	川崎区砂子1-10-2
	32	さくらネット	川崎区宮前町2-2
	33	Future Dream Achievement 川崎	川崎区駅前本町15-5
	34	ウイングル川崎センター	川崎区東田町6-2
	35	就労支援センターひゅーまにあ川崎	川崎区東田町2-11
	36	地域子育て支援センターあいいく	川崎区本町1-1-1
	37	発達相談支援センター	川崎区砂子1-7-5
	38	しおん地域包括支援センター	川崎区本町1-1-1
	39	精神保健福祉センター	川崎区東田町8
	40	障害者更生相談所南部地域支援室	川崎区東田町8
	41	川崎南部就労援助センター	川崎区砂子1-7-5
市民館・図書館・会館	42	東海道かわさき宿交流館	川崎区本町1-8-4
	43	アートガーデンかわさき	川崎区駅前本町12-1
	44	川崎市教育文化会館	川崎区富士見2-1-3
	45	川崎図書館	川崎区駅前本町12-1

資料：「かわさき生活ガイド 2016年度」(平成28年11月、川崎市)

「病院・診療所名簿」(川崎市健康福祉局ホームページ)



凡例

- 計画地 ○ 行政機関等 (No.1～No.13) ◎ 医療機関 (No.26～No.27)
—・— 区 界 ● 保育施設 (No.14～No.23) □ 福祉施設 (No.28～No.41)
△ 教育施設 (No.24～No.25) ◆ 市民館・図書館・会館 (No.42～No.45)

資料：「かわさき生活ガイド 2016年度」（平成28年11月、川崎市）
「病院・診療所名簿」（川崎市健康福祉局ホームページ）

図7-17 主要な公共施設等の位置

1 : 5,000
0 50 100 150m



② 公 園

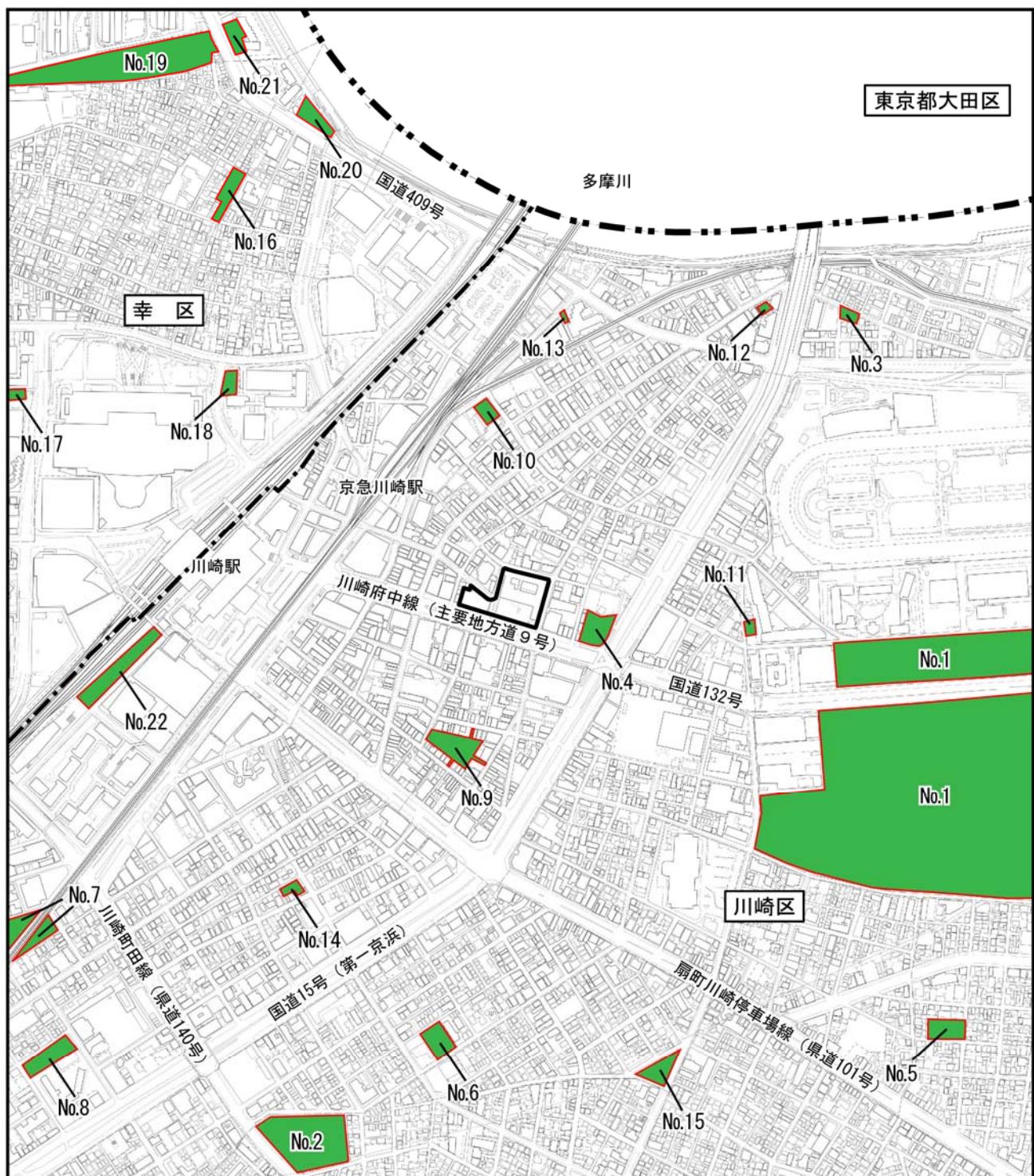
計画地周辺の公園・緑地等は表7-6及び図7-18に示すとおり、計画地の東側約50mに稻毛公園（No.4）、南側約200mに東田公園（No.9）、北側約250mに東町公園（No.10）、東側約400mに富士見公園（No.1）がある。

表7-6 公園・緑地等の一覧

項目	No.	名称	住所
都市公園	1	富士見公園	川崎区富士見1, 2
	2	渡田新町公園	川崎区渡田新町1-5-1
	3	旭町1丁目公園	川崎区旭町1-8-5
	4	稻毛公園	川崎区宮本町7-8
	5	大島第6公園	川崎区大島1-3-15
	6	貝塚公園	川崎区貝塚1-8-7
	7	上並木公園	川崎区日進町8-14
	8	日進町中央公園	川崎区日進町23-23
	9	東田公園	川崎区東田町3-25
	10	東町公園	川崎区本町1-1-6
	11	富士見1丁目公園	川崎区富士見1-2-4
	12	本町公園	川崎区本町2-12-11
	13	本町つつじ公園	川崎区本町2-2-6
	14	南町公園	川崎区南町6-1
	15	渡田第2公園	川崎区貝塚2-17-1
	16	幸町公園	幸区幸町3-9
	17	中幸町3丁目さくら公園	幸区中幸町3-26-45, 46
	18	堀川町公園	幸区堀川町4-345-15
市営公園	19	さいわい緑道（旧河原町緑道）	幸区河原町、神明町1, 2丁目地区内
	20	多摩川見晴し公園	幸区幸町2-567番先
	21	戸手南公園	幸区戸手4-9
都市緑地	22	川崎駅東口緑地（ルフロン公園）	川崎区日進町1-41

資料：「川崎市公園・緑地等位置図」（平成29年3月、川崎市建設緑政局）

「川崎の公園（平成28年3月31日現在）」（川崎市建設緑政局ホームページ）



凡 例

- 計画地
- 公園・緑地等 (No.1～No.22)
- 都県界
- 区 界

資料：「川崎市公園・緑地等位置図」（平成29年3月、川崎市建設緑政局）
「川崎の公園（平成28年3月31日現在）」（川崎市建設緑政局ホームページ）

図7-18 公園・緑地等の位置

1 : 1 0, 0 0 0
0 100 200 300m



(9) 史跡・文化財の状況

計画地周辺の指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は、表7-7(1), (2)及び図7-19に示すとおりである。

計画地周辺には指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、旧本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存等について法的に義務付けられているわけではないが、「神奈川県の近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産^{注)}としての一定の価値を有する建物であると考えられるため、何らかの手法による記憶の継承が求められている。なお、この報告書の中で、旧本庁舎は、神奈川県唯一の戦前創建の現役の市庁舎であること、デザインはシンプルでモダンであり、全体として統一的なスタイルが保たれていること、建築様式は「現代式」とされ、時代の最先端の表現を盛り込んだ公共建築といえることなどから、「特に重要と認められる物件」のひとつとして選定されている。

表7-7(1) 指定文化財等の一覧

No.	指定区分	種類	名称	所有者	住所
1	市重要歴史記念物	建造物	手洗石	稻毛神社	川崎区宮本町7-7
2	市重要郷土資料	有形民俗文化財	庚申塔 1基 附 石造鉢形香炉 1基	真福寺	川崎区堀之内町11-7

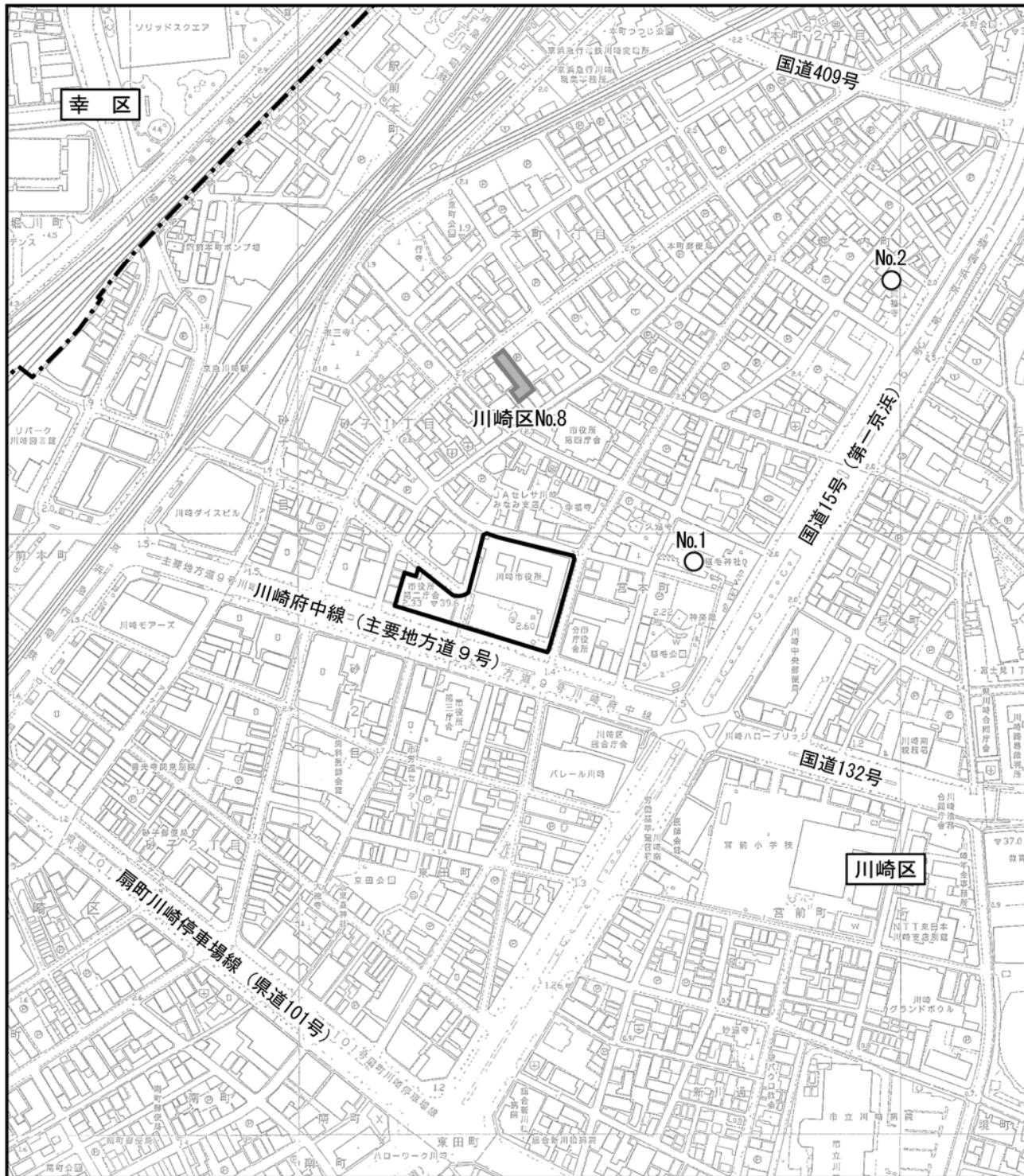
資料：「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）

表7-7(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧

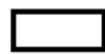
名称	遺跡の時代	住 所
川崎区No.8	近世後期、近代初頭	川崎区本町1-8-4

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）

注) 「神奈川県の近代化遺産－神奈川県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－」によると、近代化遺産とは、「江戸時代末期から第二次世界大戦期の間に近代的な手法で造られた産業、交通、土木等に関する建造物、土木構造物」と定義づけられている。なお、神奈川県近代化遺産(建造物等)総合調査は、「近代化遺産(建造物等)総合調査費国庫補助要綱」（平成2年6月、文化庁長官裁定）に基づく国家補助事業として実施されたものである。



凡 例



計画地



区 界



指定文化財等 (No.1～No.2)



周知の埋蔵文化財包蔵地 (川崎区No.8)

資料：「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）
 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）

図7-19 指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置

1 : 5,000
0 50 100 150m



(10) 公害等の状況

① 公害苦情の発生状況

公害苦情の発生状況（平成27年度）は表7-8に示すとおり、川崎区の公害苦情の総数は26件で、悪臭に関する苦情が最も多く、次いで騒音、大気汚染、振動の順となっている。

表7-8 公害苦情の発生状況（平成27年度）

種類 区分	大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	総数
川崎区	7	0	0	8	1	0	10	0	26
川崎市	50	27	0	52	10	0	42	0	181

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

② 大気汚染

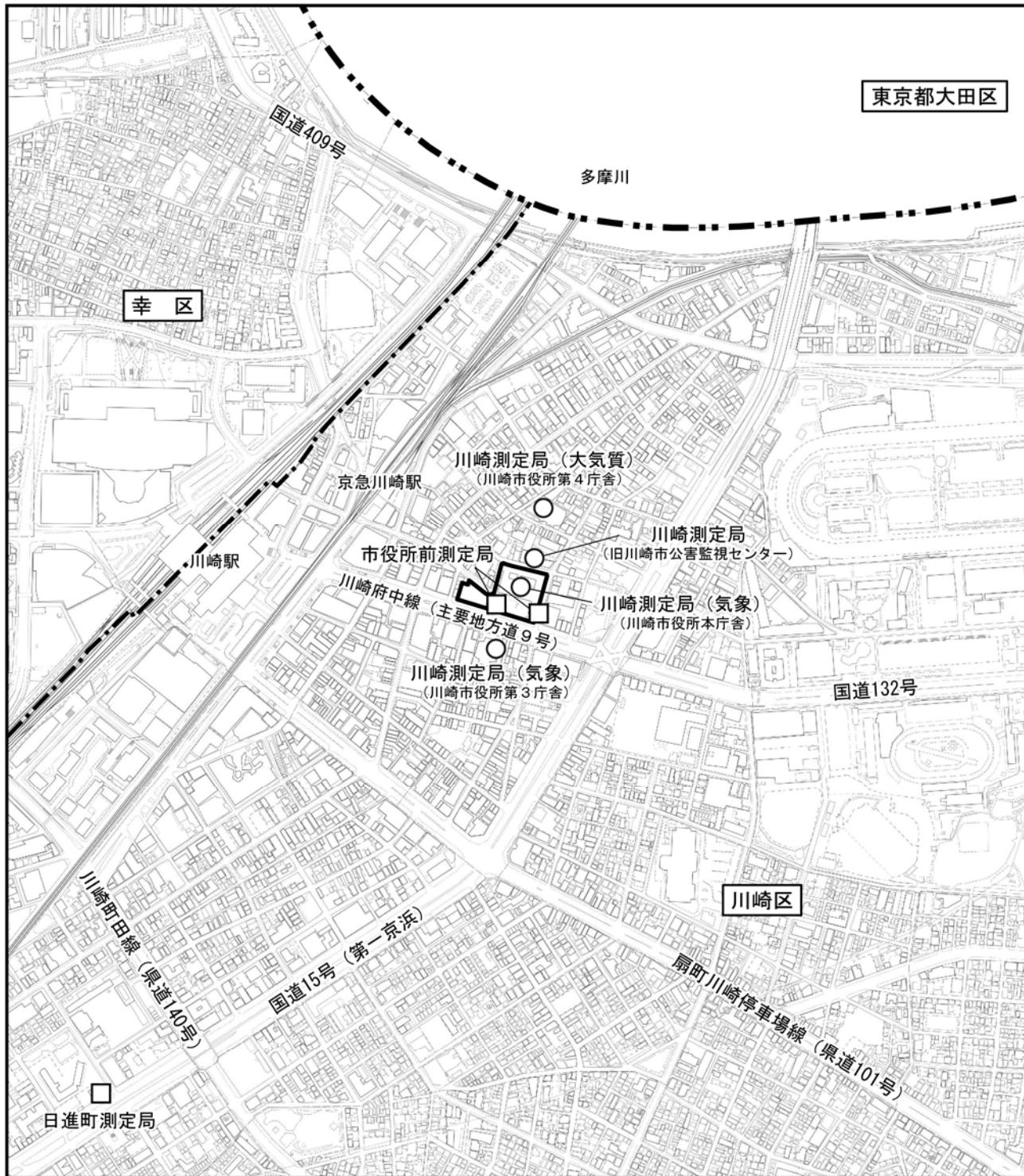
計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

大気汚染常時監視測定期の位置は、図7-20に示すとおりである。

計画地周辺には一般局である川崎測定期（川崎市役所第4庁舎、旧川崎市公害監視センター）^{注1)}、自動車排出ガス測定期（以下「自排局」という。）である市役所前測定期（川崎市役所本庁舎前）^{注2)}及び日進町測定期（都市機構川崎日進市街地住宅敷地内）が設置されている。

注1)川崎測定期は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定期機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2)市役所前測定期は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。



凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界

○ 一般環境大気測定局

□ 自動車排出ガス測定局

注1) 川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2) 市役所前測定局は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。

図7-20 大気汚染常時監視測定局の位置

1 : 10,000
0 100 200 300m



ア 二酸化窒素

大気中の二酸化窒素の測定結果（平成28年度）は表7-9に示すとおり、すべての測定局で環境基準を満足している。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移は図7-21に示すとおり、年平均値は概ね横ばいであり、日平均値の年間98%値は各年度とも環境基準を満足している。

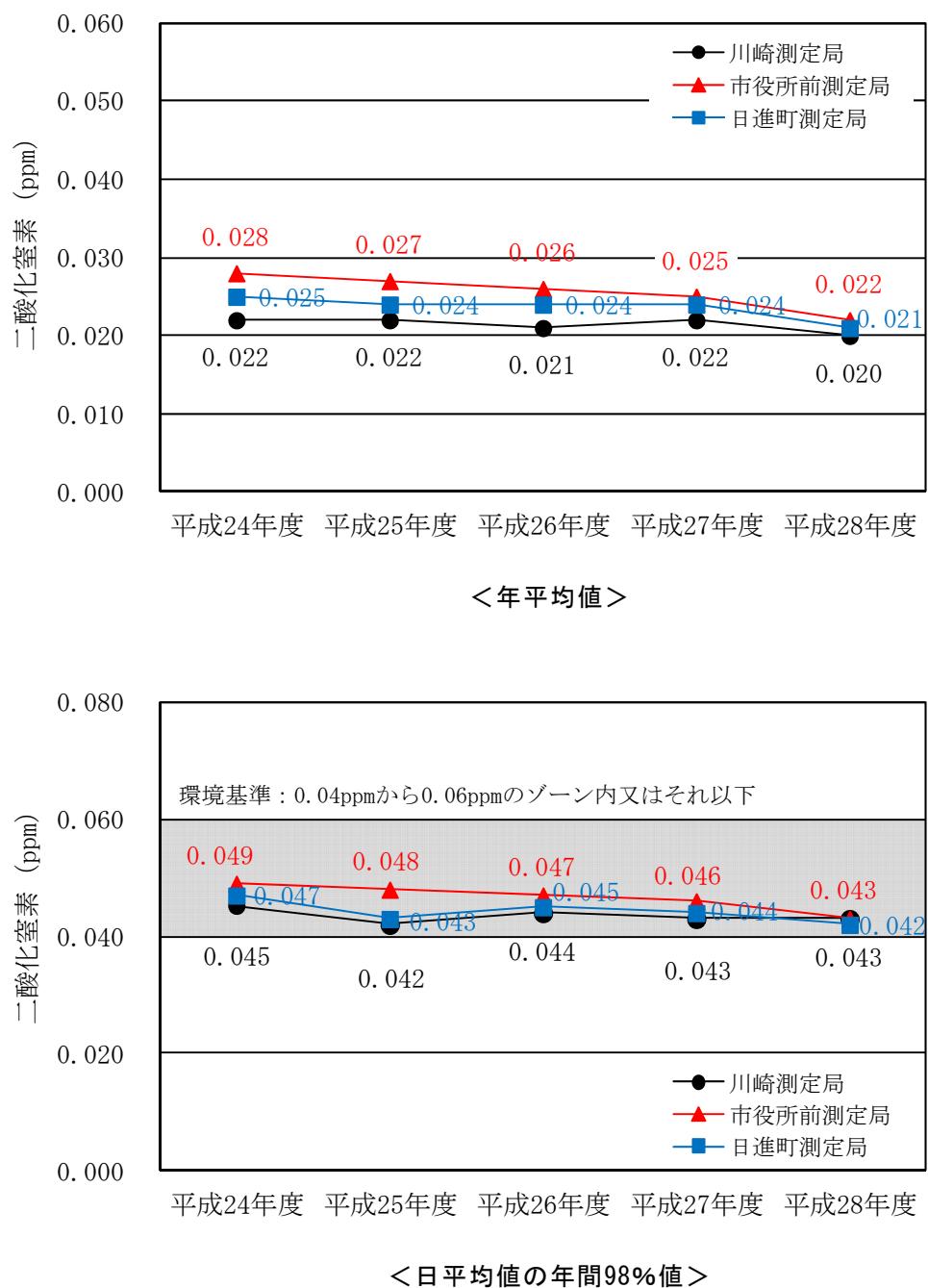
表7-9 大気中の二酸化窒素の測定結果（平成28年度）

測定局	環境基準評価		有効測定 日数	環境基準値に適合した 日数とその割合		年平均値 ppm
	日平均値の 年間98%値	評価 ^{注)}		日	%	
	ppm	○×		日	日	
川崎 (一般局)	0.043	○	355	354	99.7	0.020
市役所前 (自排局)	0.043	○	351	351	100.0	0.022
日進町 (自排局)	0.042	○	362	362	100.0	0.021
環境 基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



資料：「平成 28 年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」
(平成 29 年 8 月、川崎市)

図7-21 二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移
(平成24年度～平成28年度)

イ 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（平成28年度）は表7-10に示すとおり、すべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は、図7-22に示すとおり、年平均値は平成24年度から平成27年度は概ね横ばいであり、平成27年度から平成28年度に減少している。日平均値の年間2%除外値は、各年度とも環境基準を満足している。

なお、平成25年度は広域的に浮遊粒子状物質の濃度が高くなっている、「平成25年度 大気環境及び水環境の状況等について（概要）」（平成26年7月、川崎市）によると、「夏期の気温が高いうえ、風が弱く、日射が強い気象条件が例年より多かったことから、浮遊粒子状物質等を発生させる光化学反応が促進され、高濃度日が連続したため」とされている。

表7-10 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（平成28年度）

測定局	環境基準評価								有効測定日数	年平均値		
	長期的評価			短期的評価								
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価注)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	評価注)						
	mg/m ³	有無	回	○×	時間	%	日	%	○×	日	mg/m ³	
川崎（一般局）	0.044	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	358	0.017	
市役所前（自排局）	0.040	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	360	0.018	
日進町（自排局）	0.034	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	358	0.014	
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。											

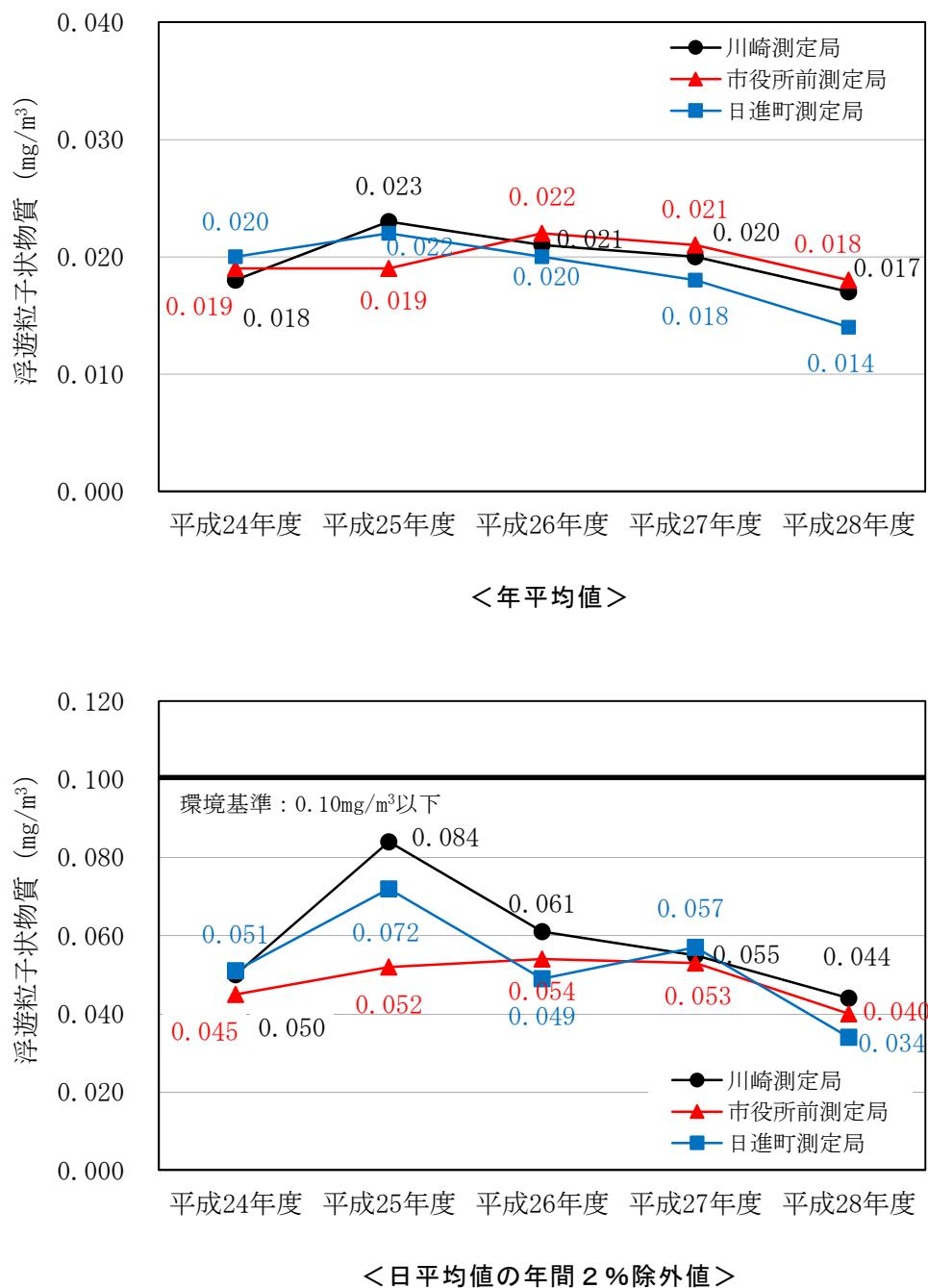
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」
 （平成29年8月、川崎市）

図7-22 浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
 （平成24年度～平成28年度）

ウ 微小粒子状物質

大気中の微小粒子状物質の測定結果（平成28年度）は表7-11に示すとおり、すべての測定局で環境基準を満足している。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移は図7-23に示すとおり、環境基準値の前後を推移している。

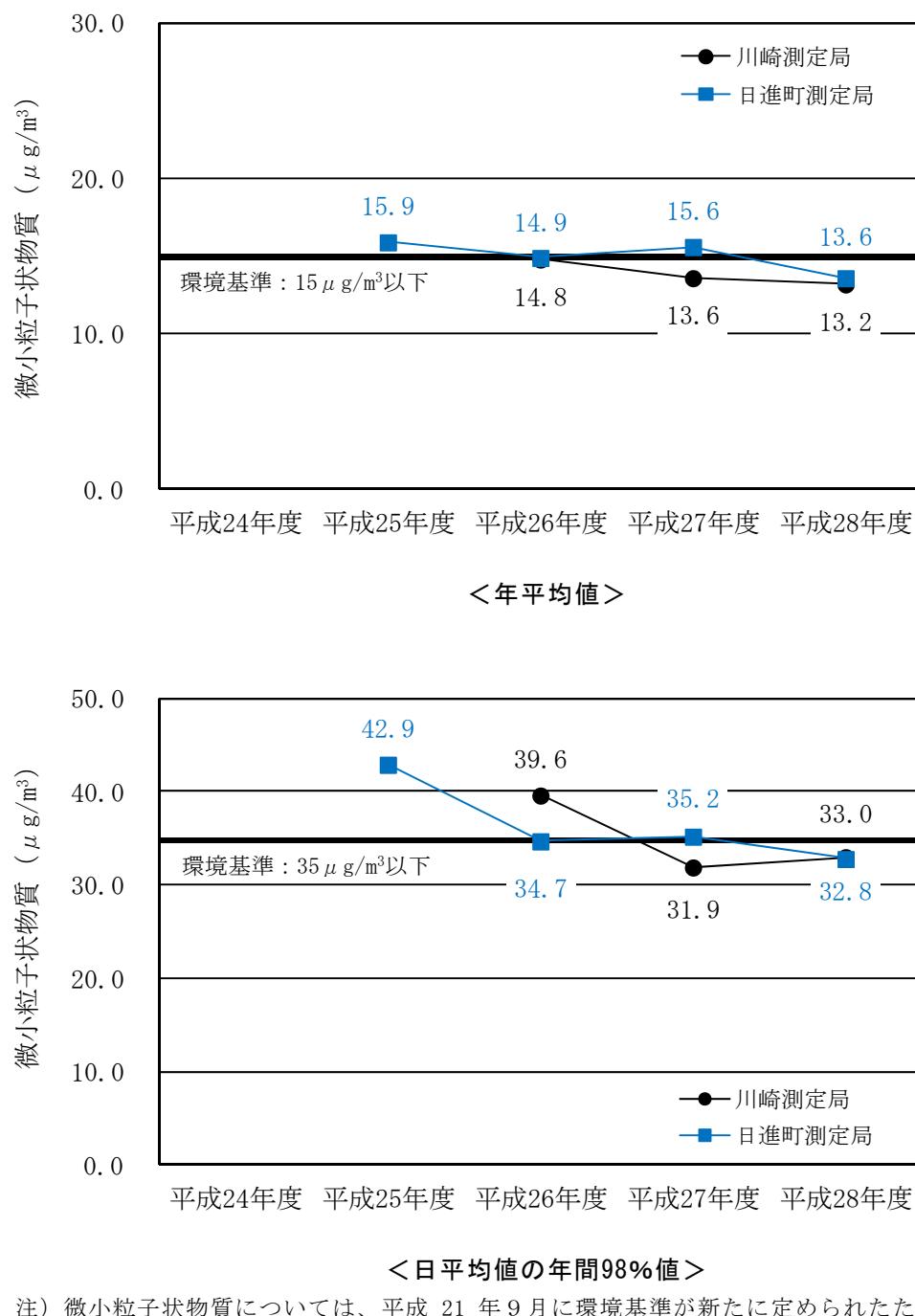
表7-11 大気中の微小粒子状物質の測定結果（平成28年度）

測定局	環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合	
	年平均値	日平均値の年間98%値	評価 ^{注)}		日	日
	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	○×			%
川崎 (一般局)	13.2	33.0	○	353	349	98.9
日進町 (自排局)	13.6	32.8	○	360	357	99.2
環境基準	1年平均値が $15\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。					

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



注) 微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに定められたため、川崎市の大気汚染常時監視測定局では平成 22 年度から順次測定が開始されている。川崎測定局は平成 26 年度、日進町測定局は平成 25 年度から微小粒子状物質の測定を行っている。

資料：「平成 28 年度 大気環境及び水環境の状況等について (資料編)」

(平成 29 年 8 月、川崎市)

図7-23 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移
(平成24年度～平成28年度)

エ 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄の測定結果（平成28年度）は表7-12に示すとおり、川崎測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の二酸化硫黄の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は図7-24に示すとおり、年平均値は概ね横ばいであり、日平均値の年間2%除外値は各年度とも環境基準を満足している。

表7-12 大気中の二酸化硫黄の測定結果（平成28年度）

測定局	環境基準評価								有効測定日数	年平均値		
	長期的評価			短期的評価								
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価注)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	評価注)						
ppm	有無	回	○×	時間	%	日	%	○×	日	ppm		
川崎 (一般局)	0.004	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	362	0.002	
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。											

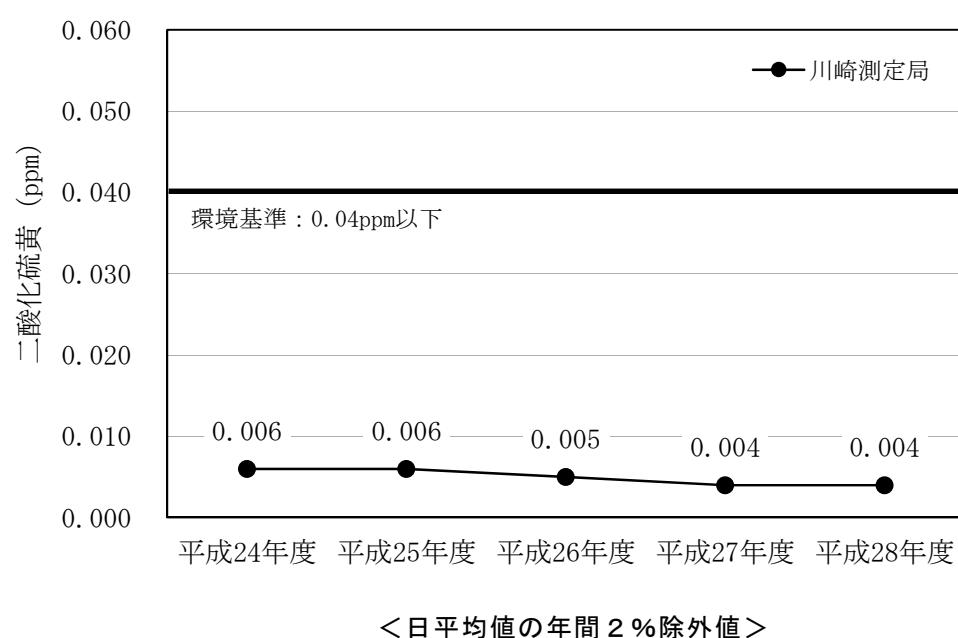
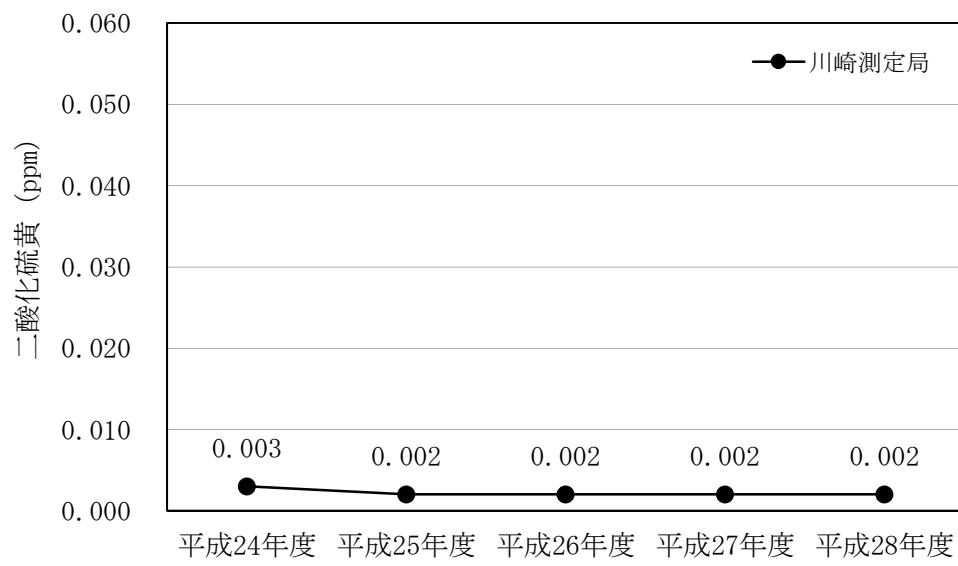
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：1時間値が0.1ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」
(平成29年8月、川崎市)

図7-24 二酸化硫黄の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
(平成24年度～平成28年度)

オ 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素の測定結果（平成28年度）は表7-13に示すとおり、すべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の一酸化炭素の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は図7-25に示すとおり、年平均値は概ね横ばいであり、日平均値の年間2%除外値は各年度とも環境基準を満足している。

表7-13 大気中の一酸化炭素の測定結果（平成28年度）

測定局	環境基準評価								有効測定日数	年平均値		
	長期的評価			短期的評価								
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価注)	8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	評価注)						
ppm	有無	回	○×	回	%	日	%	○×	日	ppm		
市役所前 (自排局)	0.5	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	356	0.2	
日進町 (自排局)	0.6	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	364	0.3	
環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。											

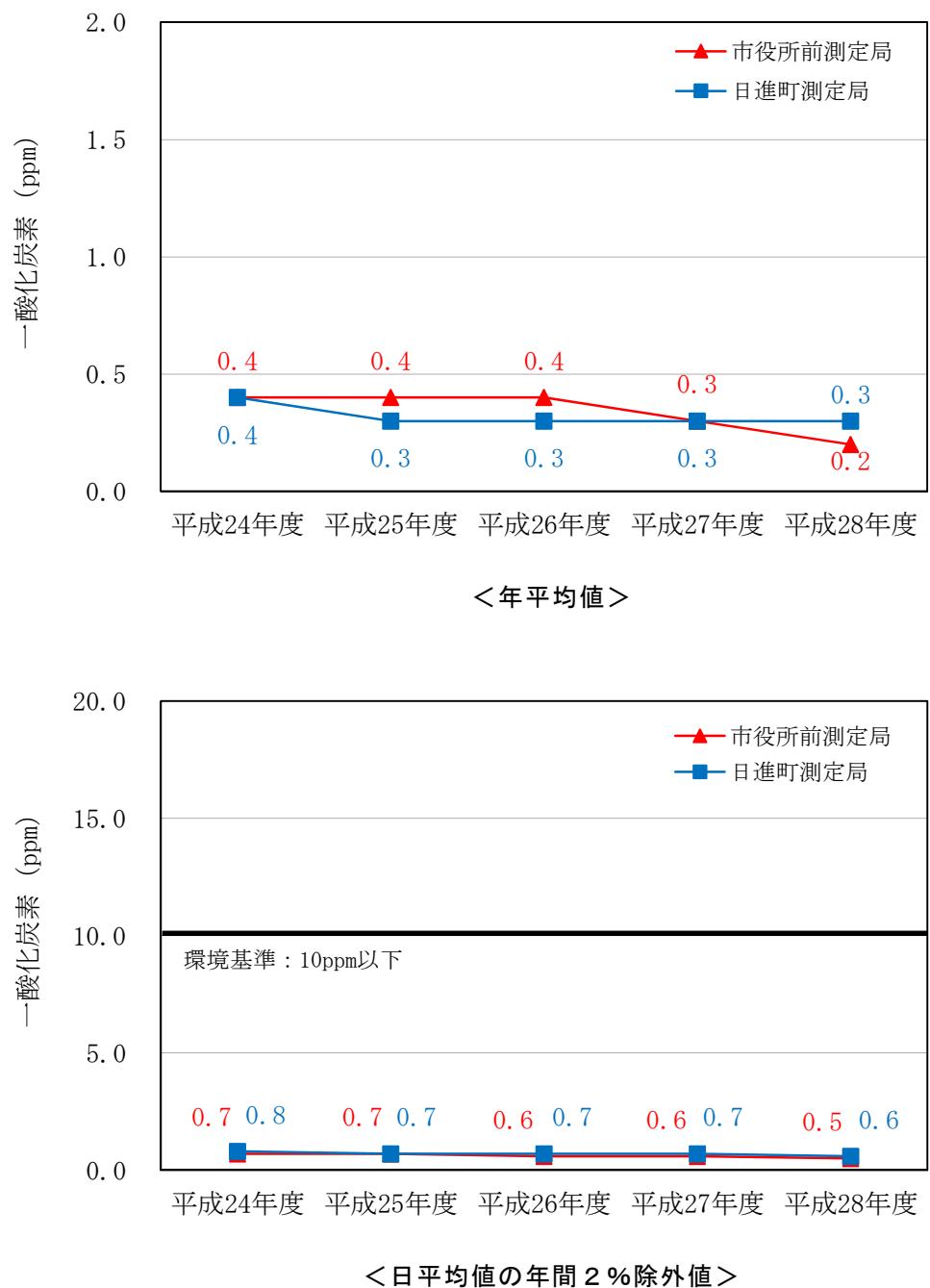
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：8時間平均値が20ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppm以下であること

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



資料:「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について (資料編)」
(平成29年8月、川崎市)

図7-25 一酸化炭素の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
(平成24年度～平成28年度)

力 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントの測定結果（平成28年度）は表7-14に示すとおり、川崎測定局で環境基準を満足していない。

また、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の光化学オキシダントの昼間の年平均値及び1時間値の最高値の推移は図7-26に示すとおり、昼間の年平均値は概ね横ばいであり、昼間の1時間値の最高値は各年度とも環境基準を満足していない。

表7-14 大気中の光化学オキシダントの測定結果（平成28年度）

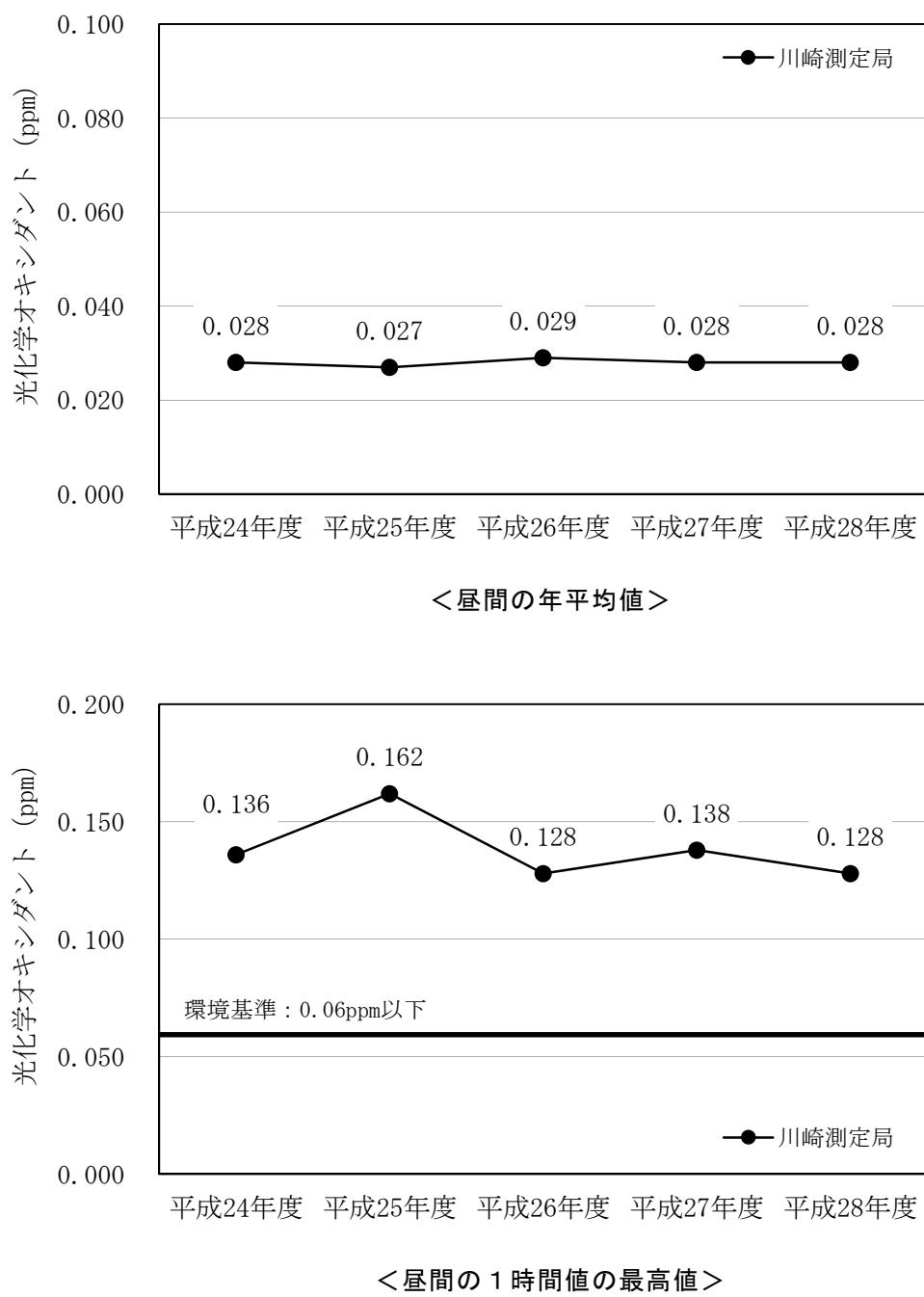
測定局	環境基準評価		昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数とその割合	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値	昼間の年平均値	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合	評価 注)			日	%	時間	%			
	時間	%	○×	時間	%	日	%	時間	%	ppm	ppm
川崎 (一般局)	137	2.6	×	5351	97.4	1	0.3	1	0.0	0.128	0.028
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。										

注1)評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

注2)昼間：5時～20時

資料：「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）



資料:「平成 28 年度 大気環境及び水環境の状況等について (資料編)」
(平成 29 年 8 月、川崎市)

図7-26 光化学オキシダントの昼間の年平均値及び昼間の1時間値の最高値の推移
(平成24年度～平成28年度)

③ 水質汚濁

ア 河 川

計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。

公共用水域の水質測定結果（平成28年度）は表7-15に示すとおり、生物化学的酸素要求量（BOD）は環境基準を満足している。

また、公共用水域の水質測定結果の推移（平成24年度～平成28年度）は図7-27に示すとおり、生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値は概ね横ばいであり、BOD75%値は各年度とも環境基準を満足している。

表7-15 公共用水域の水質測定結果（平成28年度）

河 川	測定地点	BOD (mg/L)		環境基準
		年間平均値	BOD75%値	
多摩川	六郷橋	1.5	1.9 (○)	3 mg/L以下 (B類型)

注) () は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成 28 年度 神奈川県 公用用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 29 年 12 月、神奈川県)

イ 地下水

計画地周辺では、平成25年度に川崎区宮本町で地下水の水質測定が行われている。

地下水の水質測定結果（平成25年度）は表7-16に示すとおり、すべての項目で環境基準を満足している。

表7-16 地下水の水質測定結果（平成25年度）

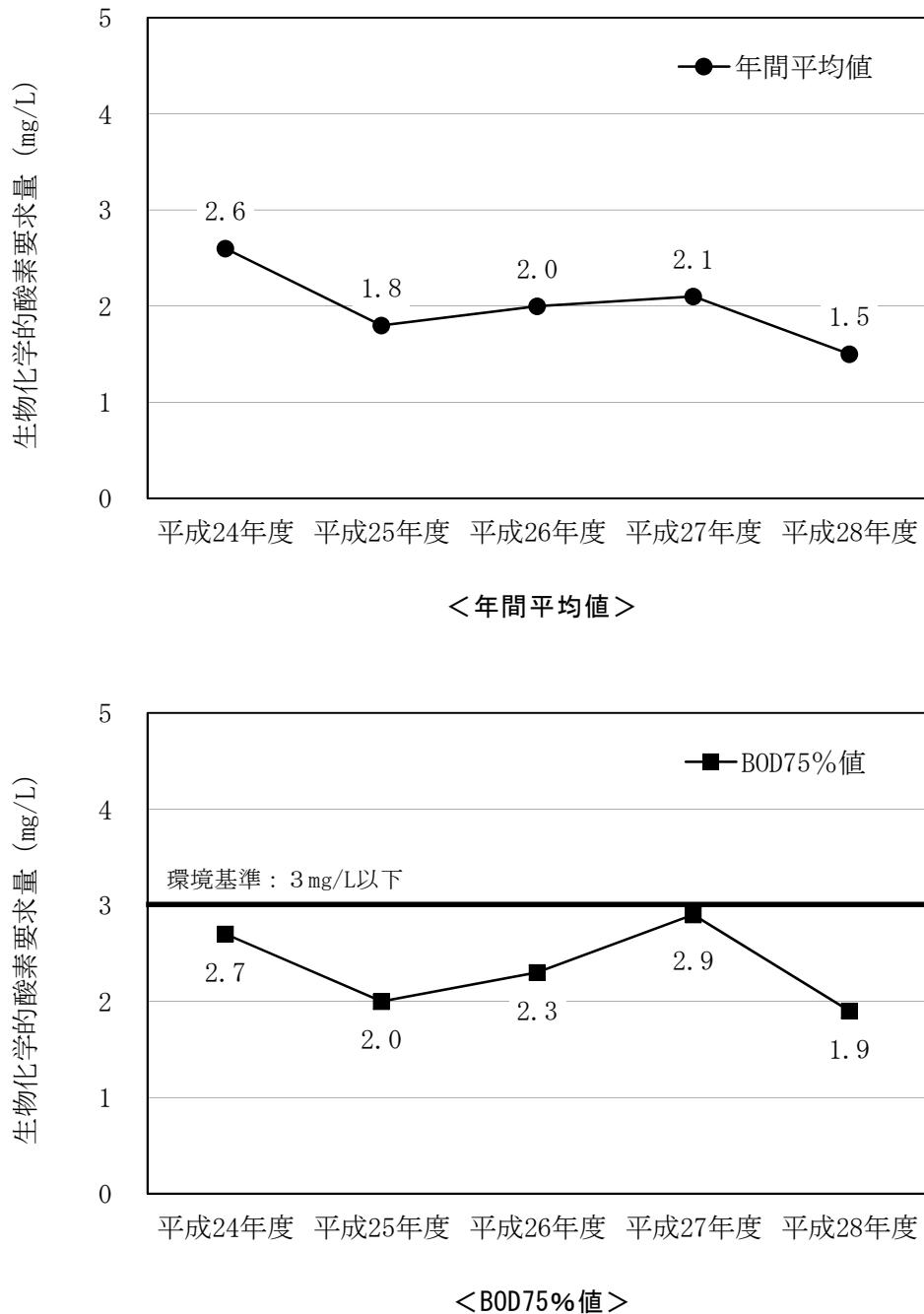
単位 : mg/L

測定地点	項目	測定結果	評 価	環境基準
川崎区宮本町	トリクロロエチレン	未検出	○	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	未検出	○	0.01 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	未検出	○	1 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	未検出	○	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	未検出	○	0.04 以下
	塩化ビニルモノマー	未検出	○	0.002以下
	1, 4-ジオキサン	未検出	○	0.05 以下

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成 26 年度 環境局事業概要－公害編－」(平成 26 年 12 月、川崎市)



資料：「平成 24 年度～平成 28 年度 神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県)

図7-27 公共用水域の水質測定結果の推移
(平成24年度～平成28年度)

④ 騒音・振動

ア 騒 音

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

また、計画地周辺の騒音の調査地点は図7-28に示すとおり、平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われている。

騒音の調査結果（平成21年度、平成26年度）は表7-17に示すとおり、一般環境騒音（ L_{Aeq} ）は昼間で58dB、夜間で53dBであり、夜間で環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を満足していない。道路交通騒音（ L_{Aeq} ）は、昼間で67～69dB、夜間で63～67dBであり、国道15号の夜間で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足していない。

表7-17 騒音の調査結果（平成21年度、平成26年度）

単位：dB

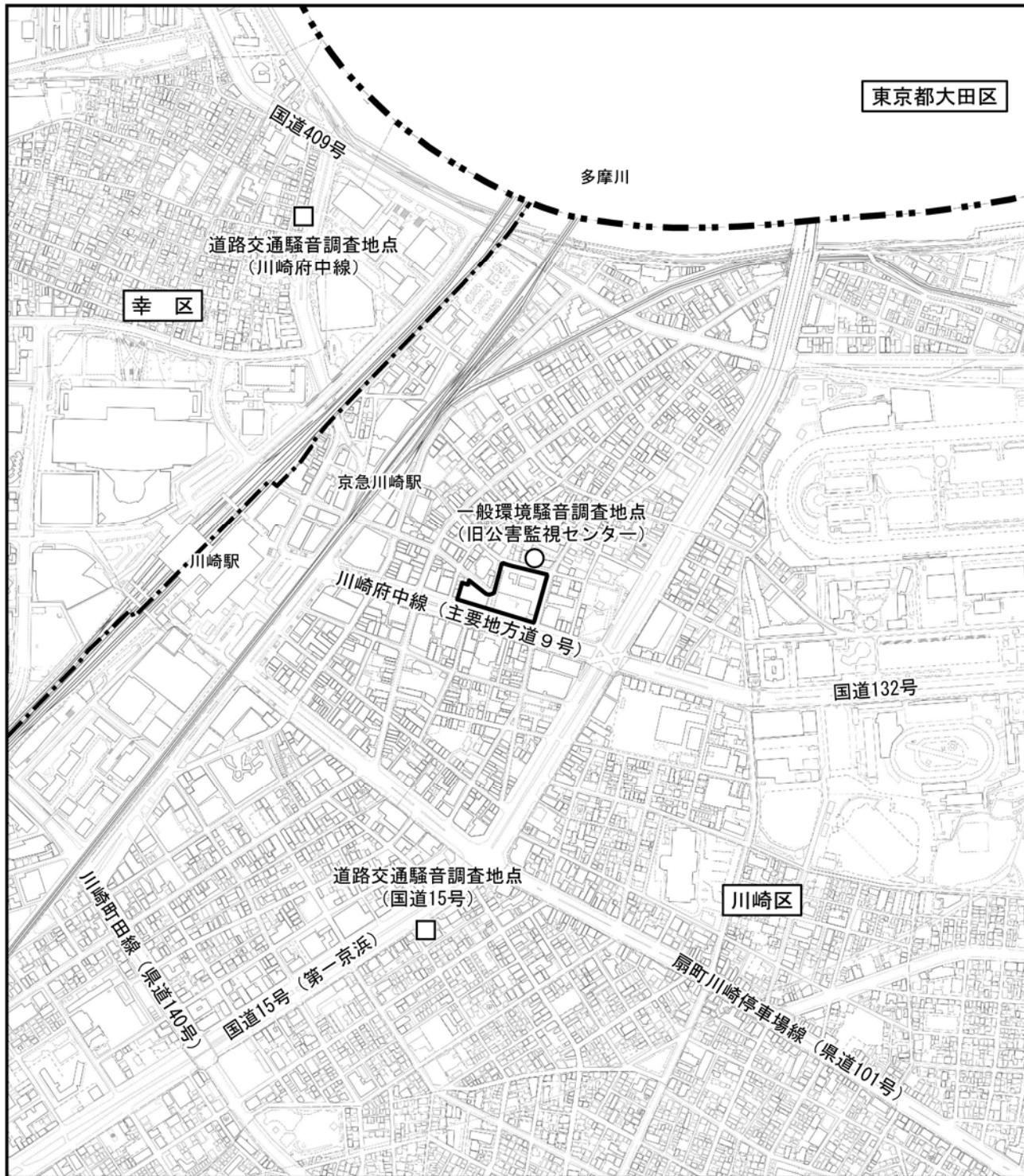
区分	調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
一般環境騒音 (平成21年度)	旧公害監視センター (川崎区宮本町2-25)	58 (○)	53 (×)	60	50
道路交通騒音 (平成26年度)	川崎府中線 (幸区幸町2-286-1付近)	67 (○)	63 (○)	70	65
道路交通騒音 (平成26年度)	国道15号 (川崎区貝塚1-3-15付近)	69 (○)	67 (×)	70	65

注) () は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」(平成22年12月、川崎市)

「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」(平成27年12月、川崎市)



凡 例

- | | | |
|---|-----|-----------------------|
| | 計画地 | ○ 一般環境騒音調査地点 (平成21年度) |
| | 都県界 | □ 道路交通騒音調査地点 (平成26年度) |
| | 区 界 | |

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編一」（平成22年12月、川崎市）
 「平成27年度 環境局事業概要－公害編一」（平成27年12月、川崎市）

図7-28 騒音の調査地点

1 : 10,000
0 100 200 300m



「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数は表7-18に示すとおり、川崎区の「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は366件、特定施設数（全施設）は2,601件であり、それぞれ川崎市全体の30.8%、29.6%を占めている。

表7-18 「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数（平成28年3月31日現在）

項目	川崎区		川崎市 (件)
	(件)	(%) ^{注)}	
工場・事業場	366	30.8	1,187
特定施設	金属加工機械	336	29.7
	空気圧縮機及び送風機	2,105	31.0
	土石用破碎機等	18	54.5
	建設用資材製造機械	7	33.3
	木材加工機械	36	44.4
	印刷機械	44	18.6
	合成樹脂用射出成形機	55	11.0
	全施設	2,601	29.6

注) 川崎市の件数に対する川崎区の割合を示す。

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

イ 振動

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

また、計画地周辺では、平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われている。

振動の調査結果（平成27年度）は表7-19に示すとおり、道路交通振動（L₁₀）は昼間で50dB、夜間で44dBであり、すべての時間区分で「振動規制法」（昭和51年6月、法律第64号）に基づく道路交通振動に係る要請限度（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足している。

表7-19 道路交通振動（L₁₀）の調査結果（平成27年度）

単位：dB

区分	調査地点	振動レベル（L ₁₀ ）		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
道路交通振動 (平成27年度)	国道1号 (幸区戸手2-2)	50 (○)	44 (○)	70	65

注) () は、「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度との比較を示す。

○：要請限度を満足している ×：要請限度を満足していない

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数は表7-20に示すとおり、川崎区の「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は193件、特定施設数（全施設）は725件であり、それぞれ川崎市全体の30.6%、25.4%を占めている。

表7-20 「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び
特定施設設置届出施設数（平成28年3月31日現在）

項目	川崎区		川崎市 (件)
	(件)	(%) 注)	
工場・事業場	193	30.6	630
特定施設	金属加工機械	373	22.6
	圧縮機	280	37.6
	土石用又破碎機等	14	53.8
	木材加工機械	0	0.0
	印刷機械	23	19.7
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0.0
	合成樹脂用射出成形機	35	11.3
	全施設	725	25.4

注) 川崎市の件数に対する川崎区の割合を示す。

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」(平成29年1月、川崎市)

⑤ 悪臭

計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。

⑥ 土壤汚染

計画地には、昭和13年2月に旧本庁舎が、昭和34年8月に旧本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設された。資料等調査によると、旧本庁舎では過去にガソリンタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCBによる土壤汚染のおそれがあり、第2庁舎では地下1階の電気室に変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていた可能性があり、PCBによる土壤汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壤汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月、条例第50号）に基づく諸届出、手続を実施している。

なお、川崎市環境局ホームページ（更新日：平成29年12月26日）によると、計画地及びその周辺で「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

⑦ 地盤沈下

計画地周辺の水準点の位置は図7-29に、地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は表7-21に示すとおりである。

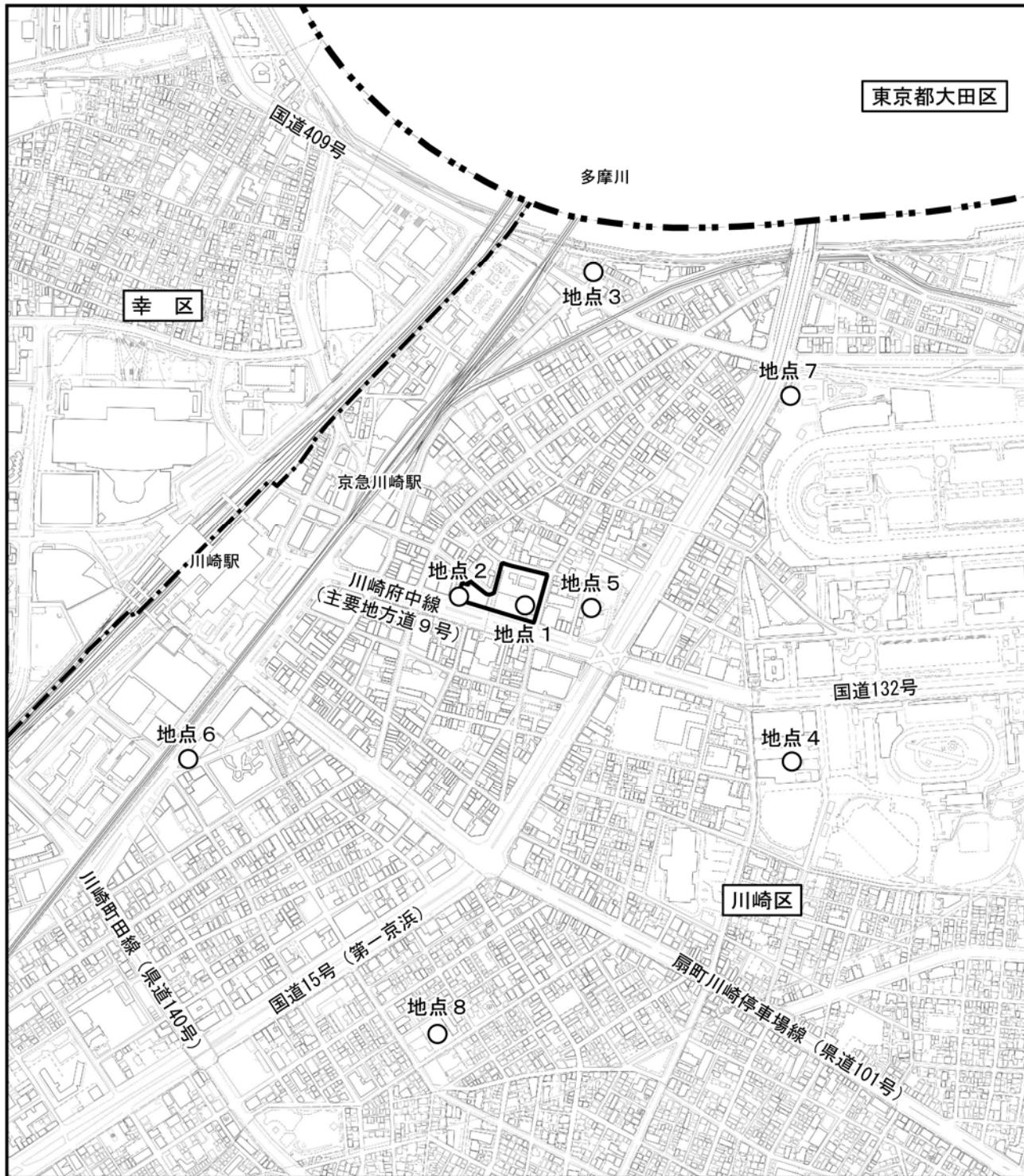
地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は-10.2mm～+12.9mmであり、「川崎市環境基本計画」（平成23年3月、川崎市）に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。

表7-21 地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）

地点	住 所	項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
1	川崎区宮本町1 (川崎市役所玄関脇)	標高 (T.P.m)	2.6013	2.6027	2.5968	2.5995	2.6039
		変動量 (mm)	-	+1.4	-5.9	+2.7	+4.4
2	川崎区砂子1-9-3 (市役所第2庁舎)	標高 (T.P.m)	2.3296	2.3314	2.3273	2.3286	2.3332
		変動量 (mm)	-	+1.8	-4.1	+1.3	+4.6
3	川崎区本町2-4 (六郷ポンプ場)	標高 (T.P.m)	2.5779	2.5801	2.5746	2.5759	2.5807
		変動量 (mm)	-	+2.2	-5.5	+1.3	+4.8
4	川崎区富士見2-1-1 (富士見公園グラウンド)	標高 (T.P.m)	1.4551	1.4566	1.4507	1.4541	1.4593
		変動量 (mm)	-	+1.5	-5.9	+3.4	+5.2
5	川崎区宮本町7-7 (稲毛公園)	標高 (T.P.m)	2.2263	2.2267	2.2165	2.2186	2.2221
		変動量 (mm)	-	+0.4	-10.2	+2.1	+3.5
6	川崎区小川町1-26先 (チネグランデ先緑地)	標高 (T.P.m)	1.5612	1.5621	1.5575	1.5521	1.5650
		変動量 (mm)	-	+0.9	-4.6	-5.4	+12.9
7	川崎区富士見1-5-1 (川崎競馬場北門)	標高 (T.P.m)	2.0558	2.0576	2.0525	2.0546	2.0591
		変動量 (mm)	-	+1.8	-5.1	+2.1	+4.5
8	川崎区貝塚1-8-7 (貝塚公園)	標高 (T.P.m)	1.8365	1.8376	1.8336	1.8302	1.8409
		変動量 (mm)	-	+1.1	-4.0	-3.4	+10.7

注) 国土地理院は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で顕著な地殻変動が認められた地域において、平成23年10月に水準点の測量結果を改定しており、平成23年度以降の標高は改定後の値である。

資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）



凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界

○ 水準点

資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

図7-29 水準点の位置

1 : 10,000
0 100 200 300m



(11) 法令等の状況

本事業に関連する法令等は、表7-22(1), (2)に示すとおりである。

表7-22(1) 本事業に関連する法令等

項目	名 称	備 考	
環境関連	環境全般	環境基本法	平成5年11月、法律第91号
		第四次環境基本計画	平成24年4月、閣議決定
		川崎市環境基本条例	平成3年12月、条例第28号
		川崎市環境基本計画	平成23年3月改定、川崎市
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月、条例第48号
		地域環境管理計画	平成28年1月改定、川崎市
		川崎市環境影響評価等技術指針	平成28年1月改訂、川崎市
	公害防止等生活環境の保全	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月、条例第50号
		開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針	平成12年12月、川崎市
		環境への負荷の低減に関する指針	平成22年4月改定、川崎市
	大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年6月、法律第97号
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	平成9年10月、条例第35号
	水質汚濁・地下水	下水道法	昭和33年4月、法律第79号
		水質汚濁防止法	昭和45年12月、法律第138号
		川崎市下水道条例	昭和36年3月、条例第18号
		川崎市水環境保全計画	平成24年10月、川崎市
		雨水流出抑制施設技術指針	平成29年10月改定、川崎市
	騒 音	騒音規制法	昭和43年6月、法律第98号
		振動規制法	昭和51年6月、法律第64号
	悪 臭	悪臭防止法	昭和46年6月、法律第91号
		土壤汚染対策法	平成14年5月、法律第53号
	土壤汚染	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月、法律第105号
		地盤沈下	昭和31年6月、法律第146号
	廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月、法律第137号
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月、法律第48号
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月、法律第104号
		循環型社会形成推進基本法	平成12年6月、法律第110号
		建設副産物適正処理推進要綱	平成14年5月改正、国土交通省
		建設廃棄物技術指針（平成22年度版）	平成23年3月、環境省
		石綿含有廃棄物等処理マニュアル	平成23年3月、環境省
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成11年3月、条例第3号
		川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成4年12月、条例第51号
		川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	平成7年3月、条例第11号
	景 觀	建設廃棄物の適正管理の手引き	平成24年4月、川崎市
		景観法	平成16年6月、法律第110号
		川崎市都市景観条例	平成6年12月、条例第38号
		川崎市景観計画	平成19年12月、川崎市
		景観計画届出マニュアル	平成20年7月、川崎市
		公共空間景観形成ガイドライン	平成26年4月、川崎市

表7-22(2) 本事業に関連する法令等

項目	名 称	備 考
環境 関連	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月、条例第49号
	川崎市緑の基本計画	平成20年3月改定、川崎市
	第3期 川崎市緑の実施計画	平成26年5月、川崎市
	川崎市緑化指針	平成27年10月一部改正、川崎市
	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月、法律第117号
	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月、条例第52号
	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	平成22年10月、川崎市
対象事業関連	建築基準法	昭和25年5月、法律第201号
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成27年7月、法律第53号
	航空法	昭和27年7月、法律第231号
	都市計画法	昭和43年6月、法律第100号
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年6月、法律第91号
	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成22年5月、法律第36号
	石綿障害予防規則	平成17年2月、厚生労働省令第21号
	公共施設の木造・木質化等に関する指針	平成23年12月改正、神奈川県
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成7年12月、条例第48号
	川崎市福祉のまちづくり条例	平成9年7月、条例第36号
	川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	平成15年7月、条例第27号
	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成15年7月、条例第29号
	川崎市都市計画マスターplan (全体構想)	平成29年3月、川崎市
	川崎市都市計画マスターplan (川崎区構想)	平成19年3月、川崎市
	川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針	平成26年10月、川崎市

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は川崎市川崎区の西部に位置し、川崎市役所本庁舎敷地、第2庁舎敷地及び道路敷地を含む区域である。

主な道路網としては、計画地の南側に隣接して川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに国道15号（第一京浜）、南側約350mに扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに国道409号が通っている。

鉄道網としては、計画地の西側にJR京浜東北線、東海道本線、南武線及び京浜急行本線、北側に京浜急行大師線が通っている。最寄り駅は計画地の西側に位置するJR川崎駅（約400m）及び京急川崎駅（約220m）である。

計画地は公共用地として利用されており、計画地周辺は業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、集合住宅用地等として利用されている。また、これらの用途に加え、社寺等も点在している。

(2) 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり把握する。

① 大気

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

計画地周辺には一般局である川崎測定局、自排局である市役所前測定局及び日進町測定局が設置されている。

二酸化窒素は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。

浮遊粒子状物質は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

微小粒子状物質は川崎測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。

二酸化硫黄は川崎測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

一酸化炭素は市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

光化学オキシダントは川崎測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準を満足していない。

② 水

計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。

六郷橋では生物化学的酸素要求量（BOD）の測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準を満足している。

③ 土

計画地付近の地盤高さはT.P.+1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっている。

計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。

計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。

計画地の北側約500mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、平成27年の年平均水位はG.L.-1.65m（T.P.+0.93m）である。

計画地には、昭和13年2月に旧本庁舎が、昭和34年8月に旧本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設された。資料等調査によると、旧本庁舎では過去にガソリンタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCBによる土壤汚染のおそれがあり、第2庁舎では地下1階の電気室に変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていた可能性があり、PCBによる土壤汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壤汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施するとしている。

計画地周辺の水準点における地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は-10.2mm～+12.9mmであり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。

④ 生 物

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稻毛公園、富士見公園等の植栽が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

⑤ 緑

計画地には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第2庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。また、計画地周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、稻毛公園、富士見公園等に植栽が見られる。

⑥ 騒音・振動・低周波音

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、旧川崎市公害監視センター（一般環境騒音）及び国道15号（道路交通騒音）の夜間で環境基準を満足していない。

平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われており、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度を満足している。

川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市全体の30.8%、30.6%を占めており、特定施設数（全施設）は、それぞれ川崎市全体の29.6%、25.4%を占めている。

⑦ 廃棄物等

計画地は公共用地として利用されており、事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥、繊維くず、古紙等）及び産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等）の発生がある。

⑧ 構造物の影響（景観等）

計画地及びその周辺は、JR川崎駅及び京急川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。

景観構成要素としては、低層・中層から超高層までの業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等の人工的因素が多くみられる。

⑨ 地域社会

計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置しており、平成29年3月末日現在の宮本町の人口は1,110人、世帯数は752世帯、砂子1丁目の人口は549人、世帯数は399世帯である。

川崎区の事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。また、川崎区の従業者数は、「製造業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

計画地周辺では、国道409号、川崎府中線（主要地方道9号）等で道路交通センサスの調査地点が行われており、平成27年度の自動車交通量（平日）は13,030～31,228台/12時間（大型車混入率：17.1～30.0%）である。

計画地及びその周辺の主要な公共施設等としては、計画地に川崎市役所本庁舎及び第2庁舎が存在している。また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎、北側約80mに川崎市役所第4庁舎、南東側約70mに川崎区役所、保育施設として西側約50mにひなた園、南東側約80mにレイモンド川崎保育園及びKAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL、医療機関として南側約400mに総合新川橋病院、南東側約400mに川崎市立川崎病院、福祉施設として西側約20mにMelk 川崎砂子Office、北西側約50mに発達相談支援センター及び川崎南部就労援助センター、南側約50mにウイングル川崎センター、市民館・図書館・会館として北側約120mに東海道かわさき宿交流館等の施設がある。教育施設は、計画地の南東側約200mに宮前小学校があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。

計画地周辺には指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、旧本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存等について法的に義務付けられているわけではないが、「神奈川県の近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値を有する建物であると考えられるため、何らかの手法による記憶の継承が求められている。なお、この報告書の中で、現在の本庁舎は、神奈川県唯一の戦前創建の現役の市庁舎であること、デザインはシンプルでモダンであり、全体として統一的なスタイルが保たれていること、建築様式は「現代式」とされ、時代の最先端の表現を盛り込んだ公共建築といえることなどから、「特に重要と認められる物件」のひとつとして選定されている。

⑩ 安全

計画地は公共用地として利用されており、第2庁舎において危険物（軽油）の取扱施設があるが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。なお、旧本庁舎においても危険物（軽油）の取扱施設があったが、旧本庁舎上屋の解体工事が完了したため、現在は危険物の貯蔵はない。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。

⑪ 温室効果ガス

計画地は公共用地として利用されており、電気及び都市ガス等の使用がある。

第8章 環境影響評価項目の選定等

第8章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

本事業は旧本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、指定開発行為の種類は「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）に基づき「高層建築物の新設（第1種行為）」及び「大規模建築物の新設（第2種行為）」となる。

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して、本事業の実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表8-1に示すとおりである。

表8-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因の抽出	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		高層建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		施設関連車両の走行
		冷暖房施設等の設置
		歩行者の往来

2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境影響評価項目の中から、調査、予測及び評価を行う項目を選定した。

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連は表8-2に、環境影響評価項目の選定等の理由は表8-3(1)～(7)に示すとおりである。

なお、平成29年9月に旧本庁舎上屋の解体工事が完了しているが、本章以降では旧本庁舎上屋の解体工事前を現況とし、調査、予測及び評価を行うこととした。

表8-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連

環境影響要因		工事中			供用時				
					施設の存在		施設の供用		
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の設置
環境影響評価項目									
大気	大気質	●	●				●	●	
	悪臭								
	上記以外の大気環境要素								
水	水質	公共用水域							
		地下水							
		水温							
	底質								
	水象	水量・流量・流出量							
		湧水							
		潮流							
	上記以外の水環境要素								
土	地形・地質	土砂流出							
		崩壊							
		斜面安定							
	地盤	地下水位							
		地盤沈下							
	変状								
土壤汚染				●					
生物	植物								
	動物								
	生態系								
緑	緑の質				●				
	緑の量				●				
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●				●	●	
	振動	●	●				●		
	低周波音								
廃棄物等	一般廃棄物						●		
	産業廃棄物				●		●		
	建設発生土			●					
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）					●			
	日照阻害					●			
	テレビ受信障害					●			
	風害					●			
地域社会	コミュニティ施設								
	人と自然とのふれあい活動の場								
	地域交通	交通混雑、交通安全	●				●		●
		地域分断							
	歴史的文化的遺産								
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等								
温室効果ガス						●			

注) : 選定した項目

表8-3(1) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
大気	大気質	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。</p> <p>計画地周辺には一般局である川崎測定局、自排局である市役所前測定局及び日進町測定局が設置されている。</p> <p>二酸化窒素は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。</p> <p>浮遊粒子状物質は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価はすべての測定局で満足している。</p> <p>微小粒子状物質は川崎測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。</p> <p>二酸化硫黄は川崎測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。</p> <p>一酸化炭素は市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果はすべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。</p> <p>光化学オキシダントは川崎測定局で測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準を満足していない。</p>

注) ○ : 選定した項目 - : 選定しない項目

表8-3(2) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
大気	悪臭	—	計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設(発生源)はない。	塗装及び防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努めることから、評価項目として選定しない。 供用時は、悪臭の要因となる物質の使用及び作業はないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の大気環境要素	—	計画地は公共用地として利用されており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。	本事業では、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
水	水質 (公共用水域)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はない。 計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。 六郷橋では生物化学的酸素要求量(BOD)の測定が行われており、平成28年度の測定結果は環境基準を満足している。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水質 (地下水)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、地下水の水質に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水質 (水温)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	底質	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○: 選定した項目 —: 選定しない項目

表8-3(3) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
水	水象 (水量・流量・流出量)	—	計画地の既存施設からの排水は、公共下水道に排出されており、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。 供用時は、雨水排水を計画地内に設置する雨水貯留槽に一旦貯留し、流量調整を行い、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	水象 (湧水)	—	計画地及びその周辺には、湧水は存在しない。	計画地及びその周辺には、湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	水象 (潮流)	—	計画地及びその周辺には、海域は存在しない。	計画地及びその周辺には、海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地は公共用地として利用されており、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。	本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
土	地形・地質 (土砂流出)	—	計画地は公共用地として利用されており、降雨等による土砂の流出はない。	工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、降雨による土砂流出を抑制することから、評価項目として選定しない。
	地形・地質 (崩壊)	—	計画地及びその周辺は平坦な地形で、崩壊するような斜面は存在しない。 計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。	本事業では、造成等による斜面の形成は行わない計画であり、工事による地形・地質への著しい影響はないことから、評価項目として選定しない。
	地形・地質 (斜面安定)	—	計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。	

注) ○ : 選定した項目　— : 選定しない項目

表8-3(4) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
土	地盤 (地下水位)	—	<p>計画地は公共用地として利用されており、地下水の汲み上げを行う施設は存在しない。</p> <p>計画地の北側約 500m の六郷ポンプ場で地下水位が測定されており、平成 27 年の年平均水位は G. L. -1.65m (T. P. +0.93m) である。</p> <p>計画地周辺の水準点における地盤変動量の推移（平成 23 年度～平成 27 年度）は -10.2mm ～ +12.9mm であり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安（年間 20mm 以上の沈下）を満足している。</p>	<p>工事中は、掘削工事にあたり遮水性の高い山留壁を構築するなど、地下水位に変化を生じさせない工法を採用する計画であることから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤 (地盤沈下)	—		<p>工事中は、掘削工事にあたり遮水性の高い山留壁を構築するなど、地下水位に変化を生じさせない工法を採用する計画であり、地盤沈下のおそれはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤 (変状)	—		<p>工事中は、掘削工事にあたり剛性及び遮水性の高い山留壁を構築するなど、地盤の変状を生じさせない工法を採用する計画であることから、評価項目として選定しない。</p>
	土壤汚染	○	<p>計画地には、昭和 13 年 2 月に旧本庁舎が、昭和 34 年 8 月に旧本庁舎北館が、昭和 36 年 8 月に第 2 庁舎が建設された。資料等調査によると、旧本庁舎では過去にガソリンタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCB による土壤汚染のおそれがあり、第 2 庁舎では地下 1 階の電気室に変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていた可能性があり、PCB による土壤汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壤汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施している。</p>	<p>旧本庁舎では過去にガソリンタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCB による土壤汚染のおそれがあり、第 2 庁舎では地下 1 階の電気室に変圧器等の PCB を含有する機器が設置されていた可能性があり、PCB による土壤汚染のおそれがあることから、評価項目として選定する。なお、着工に先立ち、「土壤汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施する。</p> <p>供用時は、土壤汚染の要因となる物質の取り扱いはないことから、評価項目として選定しない。</p>
生物	植物	—	計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稲毛公園、富士見公園等の植栽が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。	計画地及びその周辺には、注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、評価項目として選定しない。
	動物	—		
	生態系	—		
緑	緑の質	○	計画地には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第 2 庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。また、計画地周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、稲毛公園、富士見公園等に植栽が見られる。	本事業では、敷地外周及び屋上等に関係法令に基づき緑化を行う計画であり、緑の回復育成に取り組むことから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		

注) ○ : 選定した項目 — : 選定しない項目

表8-3(5) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒 音	○	<p>計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。</p> <p>平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、旧川崎市公害監視センター（一般環境騒音）及び国道15号（道路交通騒音）の夜間で環境基準を満足していない。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	振 動	○	<p>平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われており、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度を満足している。</p> <p>川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市全体の30.8%、30.6%を占めており、特定施設数（全施設）は、それぞれ川崎市全体の29.6%、25.4%を占めている。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	低周波音	—	計画地は公共用地として利用されており、著しい低周波音を発生する施設は存在しない。	<p>工事中は、著しい低周波音を発生する建設機械及び工法は採用しないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、著しい低周波音を発生する施設は設置しないことから、評価項目として選定しない。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は公共用地として利用されており、事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥、繊維くず、古紙等）及び産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等）の発生がある。	<p>供用時は、事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥、繊維くず、古紙等）が発生することから、評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物	○		<p>工事中は、建設廃棄物等の産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等）が発生することから、評価項目として選定する。</p>
	建設発生土	○	計画地は公共用地として利用されており、建設発生土の発生はない。	工事中には、掘削工事等により建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。

注) ○ : 選定した項目 — : 選定しない項目

表8-3(6) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
構造物の影響	景観 (景観、圧迫感)	○	計画地及びその周辺は、JR川崎駅及び京急川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。	供用時は、計画建築物の出現により地域景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
	日照阻害	○	景観構成要素としては、低層・中層から超高層までの業務施設、商業施設、宿泊娛樂施設、集合住宅等の人工的要素が多くみられる。	供用時は、計画建築物の出現により日影が生じることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		供用時は、計画建築物の出現によりテレビ電波受信障害が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
	風害	○		供用時は、計画建築物の出現により風環境の状況に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。
地域社会	コミュニティ施設	—	計画地には、川崎市役所本庁舎及び第2庁舎がある。計画地周辺には、計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎、北側約80mに川崎市役所第4庁舎、南東側約70mに川崎区役所等がある。 また、計画地の南東側約200mに宮前小学校があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。	本事業は、工事中及び供用時ともに、計画地周辺のコミュニティ施設に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	人と自然とのふれあい活動の場	—	計画地には、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。 計画地周辺には、計画地の東側約50mに稻毛公園、南側約200mに東田公園、北側約250mに東町公園、東側約400mに富士見公園等がある。	本事業は、計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	地域交通 (交通混雑、交通安全)	○	計画地周辺では、国道409号、川崎府中線（主要地方道9号）等で道路交通センサスの調査地点が行われており、平成27年度の自動車交通量（平日）は13,030～31,228台/12時間（大型車混入率：17.1～30.0%）である。	工事中は、工事用車両の走行による地域交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 供用時は、施設関連車両の走行及び歩行者の往来による地域交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	地域交通 (地域分断)	—	計画地には、砂子4号線の一部が通っている。	本事業では、計画地内の砂子4号線の交通規制を変更し、歩行者専用道路にする（図1-3（p.21）参照）ため、車両及び歩行者の利用を阻害（地域分断）する要因はないことから、評価項目として選定しない。
	歴史的文化遺産	—	計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 計画地周辺には、指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。	計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、評価項目として選定しない。

注) ○ : 選定した項目 — : 選定しない項目

表8-3(7) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	—	計画地は公共用地として利用されており、第2庁舎において危険物（軽油）の取扱施設があるが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。なお、旧本庁舎においても危険物（軽油）の取扱施設があったが、旧本庁舎上屋の解体工事が完了したため、現在は危険物の貯蔵はない。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。	供用時に危険物及び化学物質等の取扱施設を設置する場合は、旧本庁舎及び第2庁舎の取扱施設と同様に、適正に管理することから、評価項目として選定しない。
	温室効果ガス	○	計画地は公共用地として利用されており、電気及び都市ガス等の使用がある。	供用時は、電気及び都市ガスの使用があり、原油換算エネルギーの使用量が年間1,500キロリットル以上となることから、評価項目として選定する。

注) ○: 選定した項目　—: 選定しない項目

3 環境配慮項目

(1) 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容を勘案して、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

環境配慮項目の選定等の理由は、表8-4に示すとおりである。

表8-4 環境配慮項目の選定等の理由

環境配慮項目	項目の選定	選定した理由または選定しない理由
地域環境の保全の見地から 配慮を行う項目	有害化学物質	－ 本事業では、有害化学物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	放射性物質	－ 本事業では、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	ヒートアイランド現象	○ 供用時には、施設の供用によるエネルギー消費があり、省エネルギー対策の推進による人工排熱の低減、緑化等による人工被覆等の改善が求められることから、環境配慮項目として選定する。
	電磁波、電磁界	－ 本事業では、電磁波、電磁界を発生する施設は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	光害	－ 本事業では、光害の発生要因となる設備は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	地震時等の災害	○ 本事業では、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球環境の保全の見地から 配慮を行う項目	地球温暖化	○ 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生要因として、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設関連車両の走行が考えられるため、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時には電気及び都市ガスの使用があり、施設の供用による「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置等について検討するため、環境配慮項目としては選定しない。
	オゾン層	－ 本事業では、オゾン層に影響を及ぼす物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
	酸性雨	－ 本事業では、酸性雨の発生要因物質を著しく排出する設備等は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
	資源	○ 工事中及び供用時において、資源の有効活用、水循環への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
	エネルギー	○ 供用時には、施設の供用によるエネルギー消費があり、省エネルギーの推進が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注) ○ : 選定した項目 － : 選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表8-5に示すとおりである。

表8-5 選定した環境配慮項目の環境配慮方針

選定した 環境配慮項目	環境配慮方針
地域環境の保全を行う項目 から 見地	ヒートアイランド現象 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の選定や使用方法への配慮により、環境負荷の低減に努める。 ・ヒートアイランド現象を緩和するため、関係法令に基づき緑化を行う。
	地震時等の災害 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性及び防火に配慮する。 ・発災時に災害対策活動の中核拠点として十分に機能するよう、業務継続性を確保する。 ・発災時に様々な目的に転用できるスペースや備蓄機能を確保する。
地球環境の保全を行う項目 から 見地	地球温暖化 <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事用車両の選定や使用方法への配慮等により、環境負荷の低減に努める。 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の運転者等に対する啓発等により、環境負荷の低減に努める。
	資源 <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に貢献するため、工事における建設副産物のリサイクルや再生材料の利用の推進に努める。 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に貢献するため、建物の長寿命化を図るとともに、ごみの分別排出の徹底によるリサイクルの推進及び水資源の有効利用に努める。
	エネルギー <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の選定や使用方法への配慮、建築設計上の配慮等により、環境負荷の低減を努める。

